

上島町ごみ処理基本計画

令和 3（2021）年 3 月



愛媛県上島町

<目 次>

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項..... | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけと計画期間..... | 3 |
| 1. 計画の位置づけ..... | 3 |
| 2. 計画期間..... | 4 |
| 第3節 計画対象廃棄物..... | 5 |
| 第2章 上島町の特性..... | 6 |
| 第1節 自然環境..... | 6 |
| 1. 位置と地勢..... | 6 |
| 2. 気候..... | 7 |
| 第2節 社会環境..... | 8 |
| 1. 人口及び世帯数..... | 8 |
| 2. 年齢別人口..... | 9 |
| 3. 産業..... | 10 |
| 4. 観光..... | 11 |
| 第3節 都市環境..... | 12 |
| 1. 上水道..... | 12 |
| 2. 污水处理人口..... | 12 |
| 3. 交通..... | 13 |
| 第4節 上位計画（上島町第2次総合計画）..... | 15 |
| 第3章 ごみ処理基本計画..... | 16 |
| 第1節 ごみ処理の現状..... | 16 |
| 1. ごみの分別区分..... | 16 |
| 2. 排出及び収集方法..... | 17 |
| 3. ごみ処理の流れ（令和2（2020）年度まで）..... | 17 |
| 4. ごみ処理の流れ（令和3（2021）年度から）..... | 17 |
| 5. ごみ処理施設..... | 20 |
| 6. ごみ排出量の実績..... | 24 |
| 7. 再資源化量の実績..... | 25 |
| 8. 最終処分量の実績..... | 26 |
| 第2節 ごみ処理の評価及び課題..... | 27 |
| 1. 国及び愛媛県の動向..... | 27 |
| 2. 関係法令..... | 29 |
| 3. ごみ処理技術の動向..... | 32 |
| 4. ごみ処理の評価..... | 33 |
| 5. ごみ処理の課題..... | 35 |
| 第3節 ごみ処理の目標..... | 38 |
| 1. 基本理念..... | 38 |
| 2. 基本方針..... | 38 |

| | |
|---------------------------|----|
| 3. 目標値の設定及び将来予測 | 39 |
| 第4節 排出抑制・再資源化計画 | 43 |
| 1. 排出抑制の推進..... | 43 |
| 2. 再生利用の推進..... | 45 |
| 第5節 ごみ処理計画（適正処理の推進） | 47 |
| 1. 処理主体..... | 47 |
| 2. 収集運搬計画 | 47 |
| 3. 中間処理計画 | 49 |
| 4. 最終処分計画 | 51 |
| 5. 災害廃棄物処理計画 | 51 |
| 6. その他の計画 | 52 |
| 第4章 計画の進行管理 | 55 |
| 第1節 計画進行管理..... | 55 |

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

地球は今、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題をはじめ、様々な環境問題を抱える一方、人の活動の多様化に伴い、環境の劣化がグローバル化しつつあります。

このような中であって、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで SDGs「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」*1 が採択され、国連に加盟する我が国では、SDGs を達成するための取り組みを踏まえ、平成 30 (2018) 年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画*2 が改定されています。

私達が現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を組み入れる必要があります。

上島町(以下「本町」という。)では、現在、人口が減少するとともに高齢化が進んでいます。人口の減少は環境負荷の減少要因となりますが、一方では、健全な社会経済活動と環境保全の担い手が不足していくことを示すものです。

私たちは、持続可能な社会を構築するに当たって、今まで生産や消費を拡大させ、エネルギー資源や物質資源の消費、廃棄物の廃棄を行ってきましたが、資源は無尽蔵ではなく、有限であることに気付いたところです。これからは、環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、町民生活の中で環境への配慮がなされ、恵まれた環境を次の世代に継承することができる社会の構築を目指すことが求められています。このため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会の形成を目指す必要があります。

上島町ごみ処理基本計画(以下「本計画」という。)では、健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制(リフューズ若しくはリデュース)を図るとともに、使用済み製品や部品等については再使用(リユース)を行う方策を、さらに、再使用できない廃棄物については再生利用(マテリアルリサイクル)の方策を提示するものです。

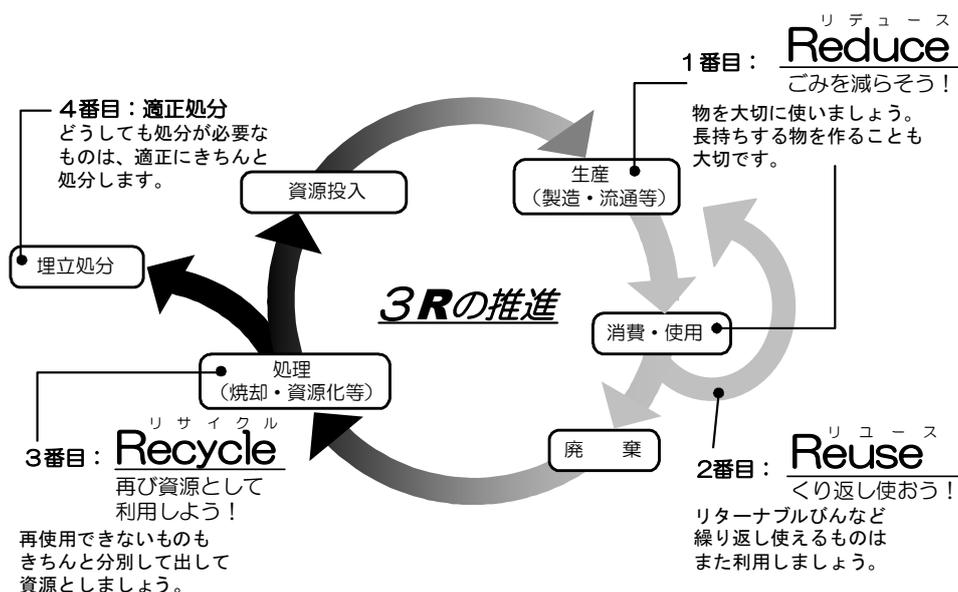


図 1-1 3R の推進

※1：SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」

SDGsは、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。



出典：国際連合広報センター

図1-2 SDGs：世界を変えるための17の目標

※2：第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要は、以下のとおりです。

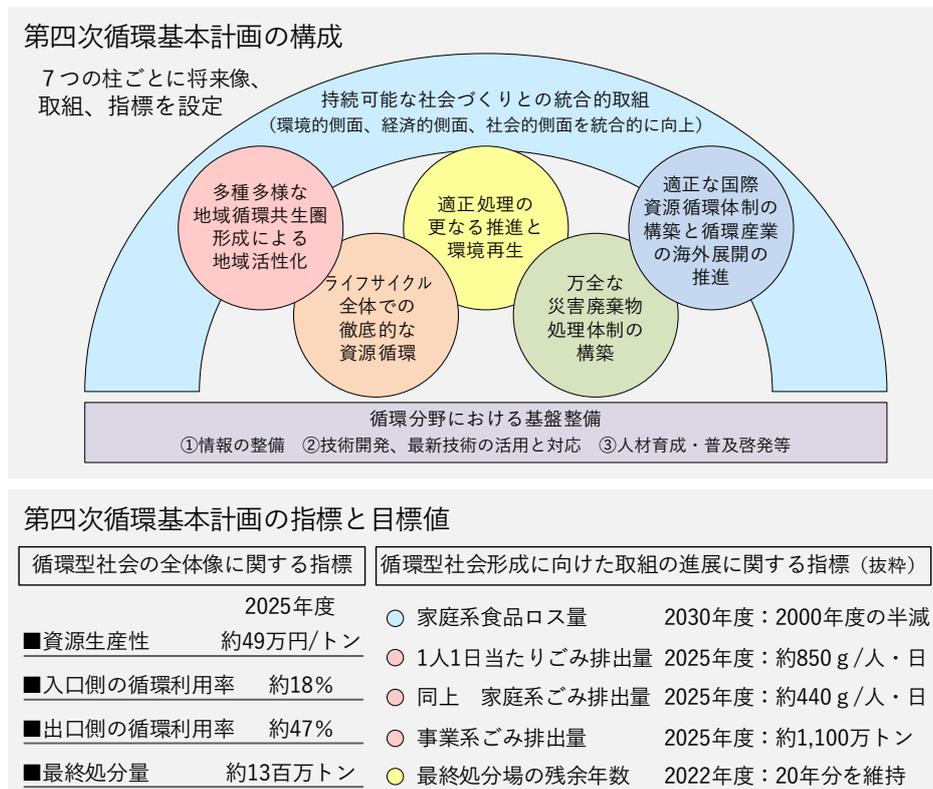


図1-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定により、市町村で策定が義務付けられる長期計画で、国の法律・計画、県の計画及び本町の総合計画と整合を図っています。



図1-4 本計画の位置付け

2. 計画期間

本計画は、既定計画（平成 28（2016）年 3 月策定）の見直しであることから、基準年度を令和元（2019）年度、計画目標年度を令和 11（2029）年度とする 9 ヶ年計画とします。

また、同時に策定する循環型社会形成推進地域計画の目標年度となる令和 8（2026）年度の数値目標を示すものとします。

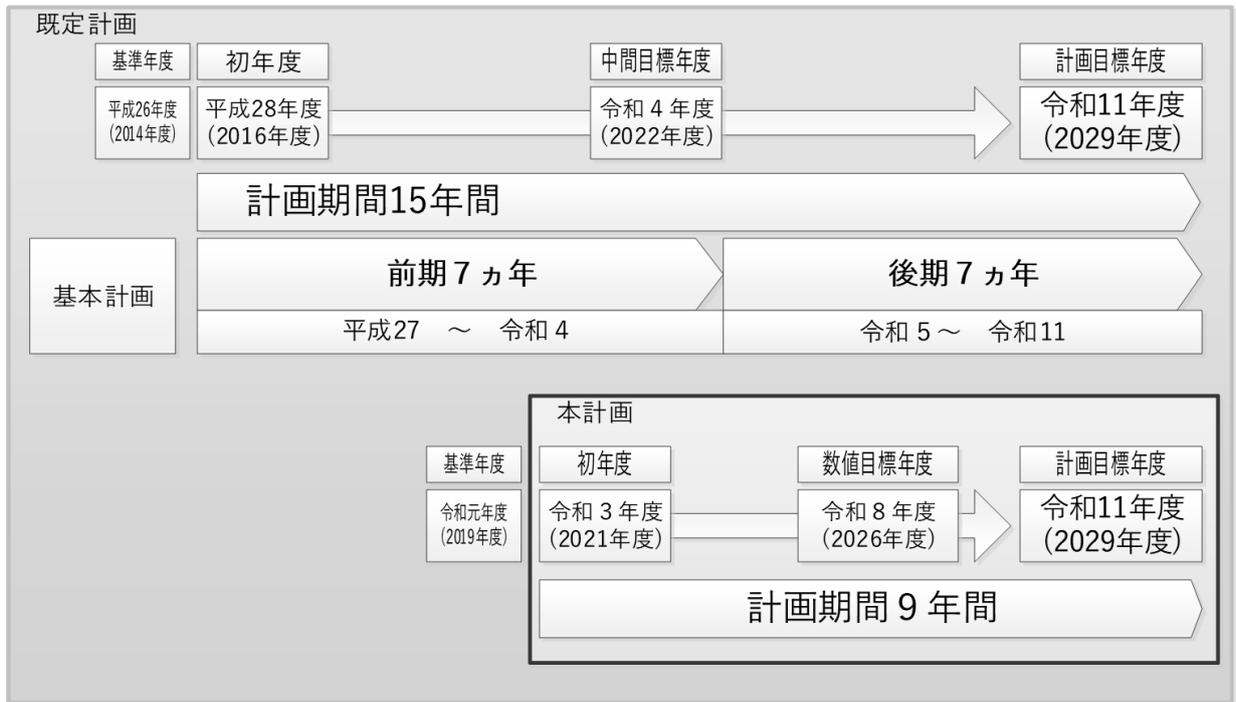


図 1-5 計画目標年度

第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図1-6に示す一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは、表1-1に示すとおりです。

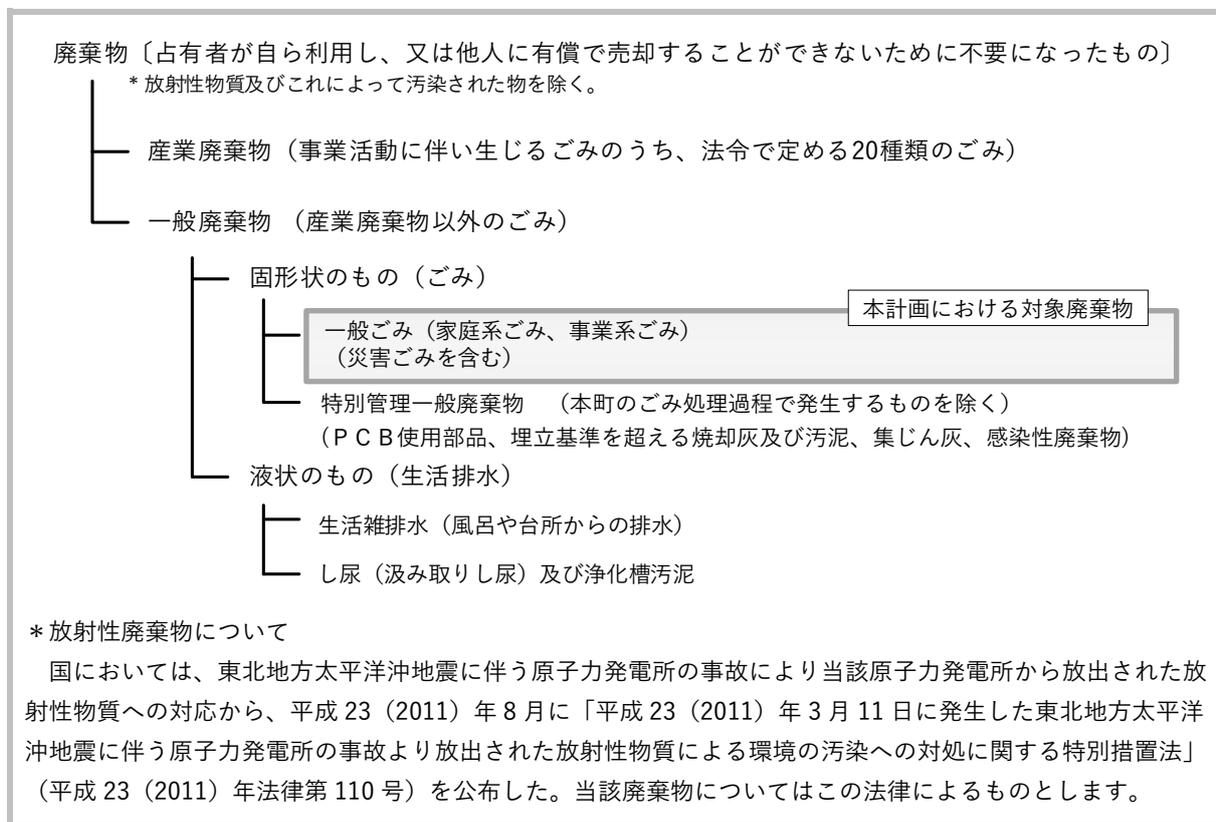


図1-6 計画対象廃棄物

表1-1 計画対象外廃棄物

| 区分 | 処理・処分先 |
|-----------------|--|
| 家電リサイクル法対象品目 | ブラウン管式テレビ・薄型テレビ(液晶テレビ・プラズマテレビ)、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン（室外機を含む。）については、購入店または買替える店で引き取ってもらってください。上記の取扱ができない場合のみ、町で取扱います。別途、収集運搬手数料が必要です。（直接搬入2,800円） |
| パソコン | パソコンは、各メーカーが自主回収しています。メーカーの受付窓口に申込みください。 |
| その他本町が指定する処理困難物 | 以下のごみは、本町で取り扱いません。販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者へ処理を依頼してください。 ・ 産業廃棄物（建築廃材等）、漁網、農業用廃ビニール、バイク、農薬、劇毒物、消火器、ガスボンベ（業務用）、バッテリー、ピアノ、タイヤ、廃油（ガソリン、灯油等）、FRP製品、船外機、その他危険物など |

第2章 上島町の特性

第1節 自然環境

1. 位置と地勢

本町は、愛媛県の北東部、広島県境に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に浮かぶ大小 25 の島で構成されています。町域は瀬戸内海国立公園の中にあり、風光明媚な瀬戸の景勝拠点地です。

総面積は、30.38 平方キロメートル（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）となっています。

地勢は、標高 300m 以上の山もある傾斜地がほとんどで、平坦部は少なく、町内の河川はいずれも準用河川もしくは普通河川となっています。

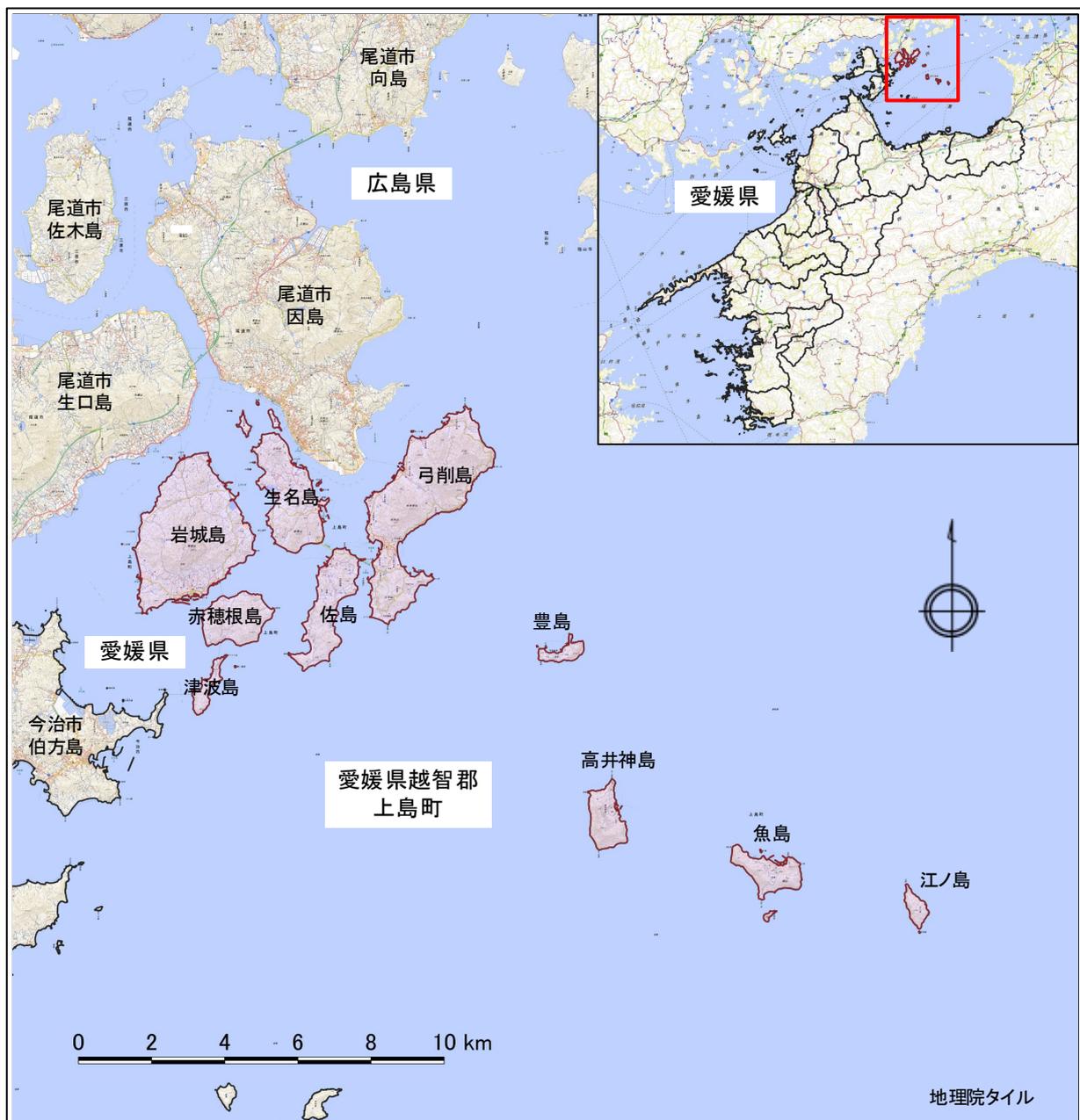
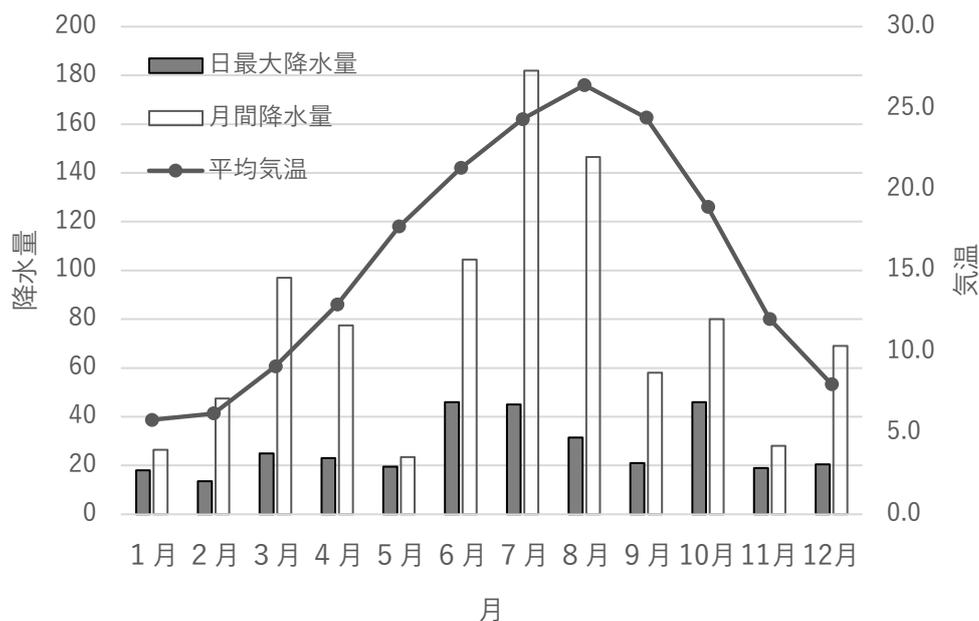


図 2-1 上島町の位置

2. 気候

本町の気候は、瀬戸内海特有の温暖な多照寡雨で、冬期にもほとんど積雪はありません。過去5年間の平均気温は15.3℃、令和元（2011）年では最高気温が8月の36.1℃、最低気温が1月の-2.1℃です。また、過去5年間の年間降水量は940mm～1,765mm、令和元（2019）年の月間最大降水量は7月の182mmです。



| 年 | 項目 | 気温 (°C) | | | 降水量 (mm) | |
|-------------|-----|---------|------|------|----------|--------|
| | | 最高 | 最低 | 平均 | 日最大 | 総量 |
| 平成27(2015)年 | | 36.4 | -4.2 | 15.1 | 57.5 | 1377.5 |
| 平成28(2016)年 | | 36.6 | -3.8 | 15.8 | 106.5 | 1765.0 |
| 平成29(2017)年 | | 36.5 | -3.4 | 14.9 | 113.5 | 1239.0 |
| 平成30(2018)年 | | 36.3 | -6.2 | 15.2 | 207.0 | 1565.5 |
| 令和元(2019)年 | | 36.1 | -2.1 | 15.6 | 46.0 | 940.0 |
| | 1月 | 12.9 | -2.1 | 5.8 | 18.0 | 26.5 |
| | 2月 | 15.2 | -1.9 | 6.2 | 13.5 | 47.5 |
| | 3月 | 20.4 | -1.6 | 9.1 | 25.0 | 97.0 |
| | 4月 | 27.9 | -0.8 | 12.9 | 23.0 | 77.5 |
| | 5月 | 30.4 | 5.3 | 17.7 | 19.5 | 23.5 |
| | 6月 | 30.6 | 12.5 | 21.3 | 46.0 | 104.5 |
| | 7月 | 33.2 | 18.6 | 24.3 | 45.0 | 182.0 |
| | 8月 | 36.1 | 18.6 | 26.4 | 31.5 | 146.5 |
| | 9月 | 34.2 | 14.2 | 24.4 | 21.0 | 58.0 |
| | 10月 | 30.6 | 8.6 | 18.9 | 46.0 | 80.0 |
| | 11月 | 22.4 | 0.4 | 12.0 | 19.0 | 28.0 |
| | 12月 | 16.7 | -1.2 | 8.0 | 20.5 | 69.0 |

資料：気象庁 HP（大三島アメダス）

図 2-2 気象の概要

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

国勢調査（10月1日時点）によると、本町の人口は、過去20年間減少傾向で推移しています。平成27（2015）年度の総人口は7,135人であり、平成7年度と比較して約2千2百人減少しています。世帯数についても、平成27（2015）年度で3,386世帯となっており、過去20年間減少傾向で推移しています。1世帯あたり人口も概ね同様に推移し、平成22（2010）年以降は2.11人で横ばいとなっていますが、核家族化の進行がうかがえます。

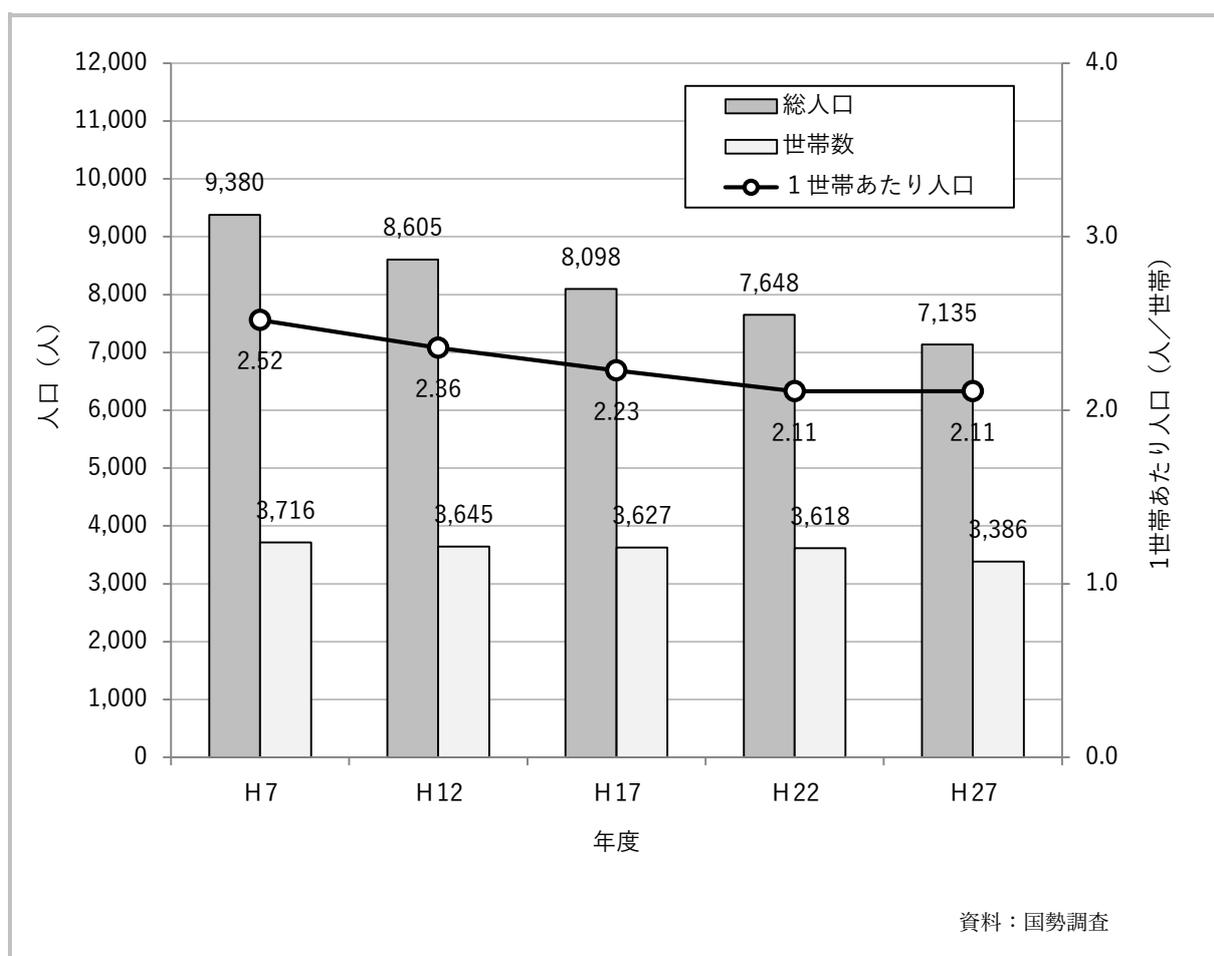


図2-3 人口及び世帯数

2. 年齢別人口

本町における年齢別人口の推移及び構成を、表2-1及び図2-4に示します。

65歳以上の人口比率は増加し、平成27(2015)年度では町全体で44.4%となっており、全国平均を17ポイント以上、愛媛県平均を13ポイント以上と大きく上回っています。

表2-1 年齢区分別人口の推移

単位：人

| 区分／年度 | 上島町 | | | 愛媛県 | 全国 |
|--------|-------|-------|-------|-----------|-------------|
| | H17 | H22 | H27 | H27 | H27 |
| 15歳未満 | 694 | 599 | 545 | 168,429 | 15,886,810 |
| 構成比 | 8.6% | 8.2% | 8.0% | 12.5% | 12.6% |
| 15～64歳 | 4,629 | 3,830 | 3,240 | 766,333 | 76,288,736 |
| 構成比 | 57.2% | 52.4% | 47.6% | 56.7% | 60.7% |
| 65歳以上 | 2,775 | 2,881 | 3,026 | 416,284 | 33,465,441 |
| 構成比 | 34.3% | 39.4% | 44.4% | 30.8% | 26.6% |
| 合計 | 8,098 | 7,310 | 6,811 | 1,351,046 | 125,640,987 |

資料：国勢調査（平成27年 町、県及び国の不詳者は除く）

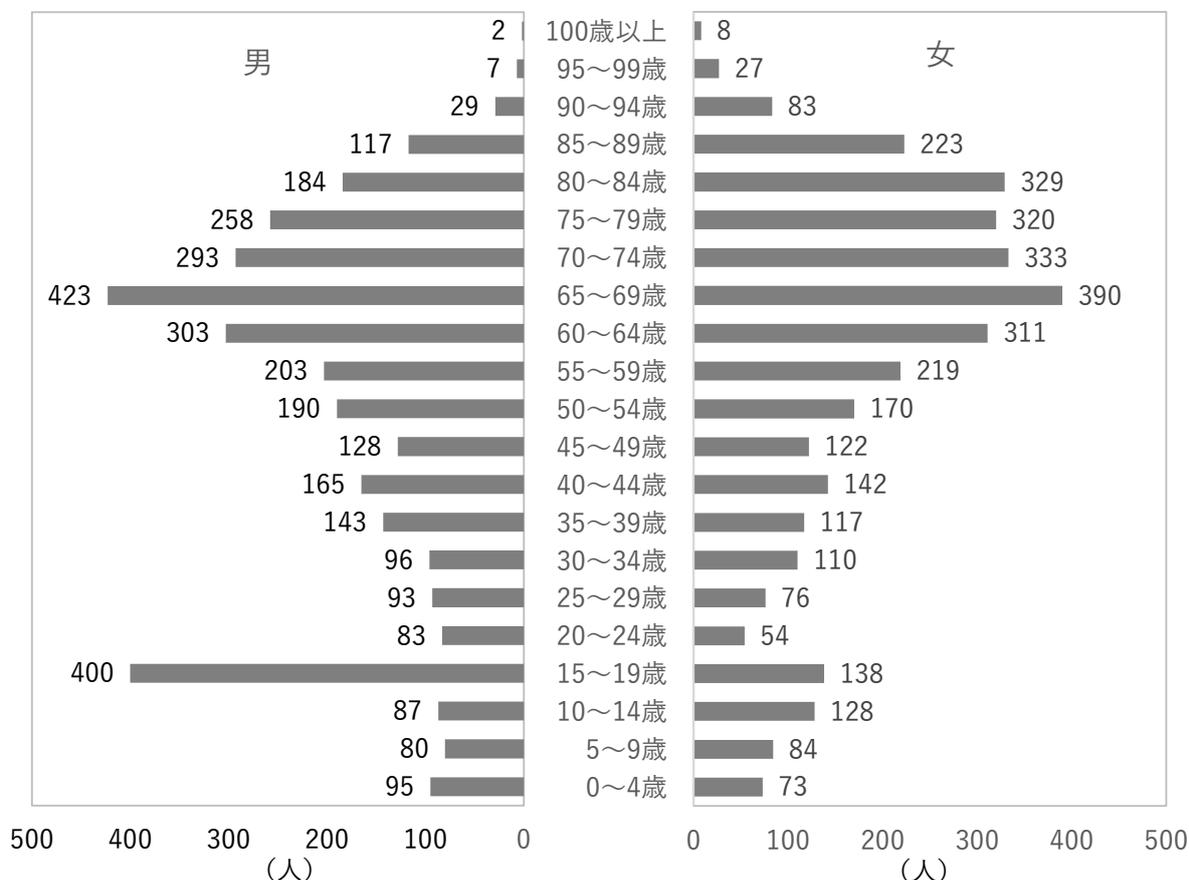
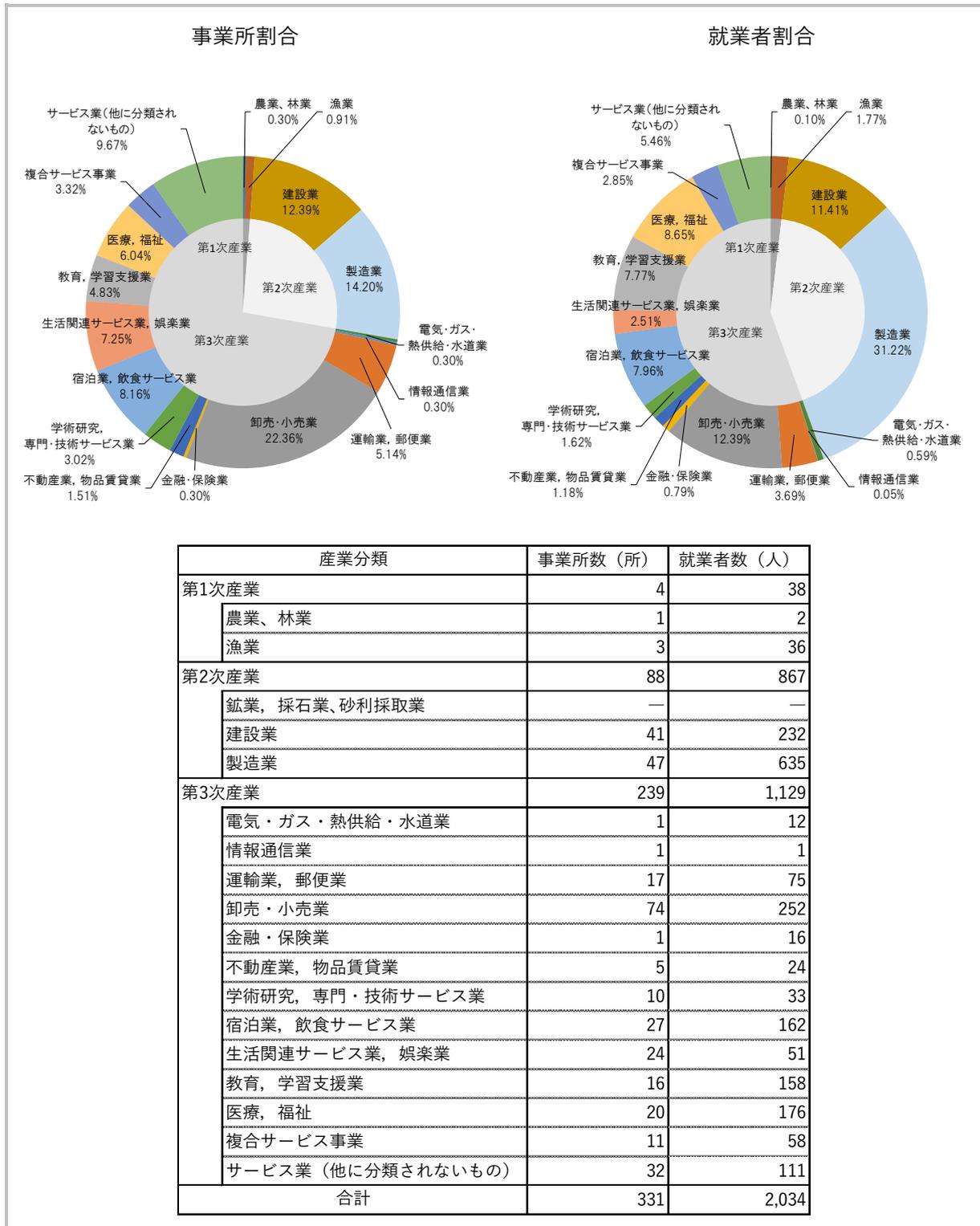


図2-4 年齢別人口

3. 産業

本町全体の事業所数及び従業者数は、図2-5に示すとおり平成28(2016)年で331事業所及び2,034人です。

事業所数は卸売業、小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多くなっています。



資料：平成28(2016)年「経済センサス活動調査」総務省統計局

図2-5 産業分類別事業所数・従業者数

4. 観光

本町は、国の重要文化財に指定されている亀居八幡神社や祥雲寺、海水浴場やキャンプ場など豊かな観光資源を有しています。また、岩城島の積善山や弓削島の久司山の展望台からは、360度を海に囲まれた、“島”ならではの景色を堪能することができます。

表 2-2 主要観光施設利用者数

| 主要観光施設名 | 単位 | H29年 | H30年 | 前年度比 |
|-------------------|----|--------|--------|--------|
| 積善山 | 人 | 20,420 | 19,820 | 97.1% |
| サウンド波間田 | 人 | 1,232 | 1,105 | 89.7% |
| 海水温浴施設潮湯 | 人 | 16,653 | 14,043 | 84.3% |
| インランド・シーリゾート・フェスパ | 人 | 64,586 | 39,250 | 60.8% |
| 亀居八幡神社 | 人 | 958 | 986 | 102.9% |

資料：平成 30（2018）年「観光客数とその消費額」愛媛県

表 2-3 交通機関別入込客数（旅客フェリー）

| 航路名 | 単位 | H29年 | H30年 | 前年度比 |
|-------|----|-------|-------|-------|
| 土生→生名 | 人 | 730 | 595 | 81.5% |
| 土生→弓削 | 人 | 7,897 | 7,310 | 92.6% |
| 土生→岩城 | 人 | 2,385 | 1,993 | 83.6% |

資料：平成 30（2018）年「観光客数とその消費額」愛媛県

本町は、平成 28（2016）年 3 月に策定した「上島町第 2 次総合計画 基本計画」を具現化するための個別計画として、平成 29（2017）年 3 月に「上島町観光振興計画」を策定し、様々な観光振興施策を展開しています。

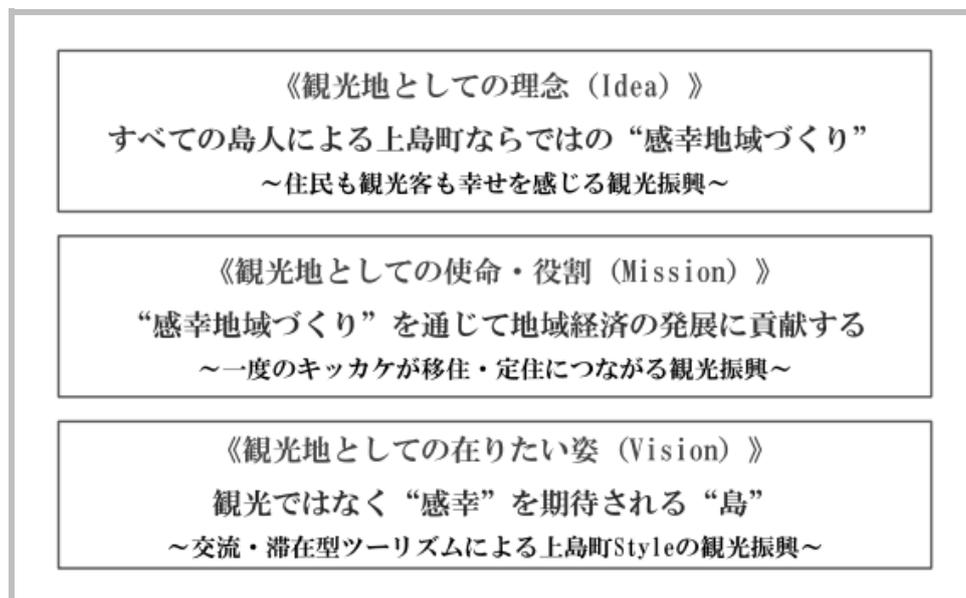


図 2-6 上島町の観光振興における基本的な考え方

第3節 都市環境

1. 上水道

本町の上水道による給水人口は平成30（2018）年度で6,107人、簡易水道を含むと給水人口は6,268人となっています。また、平成30（2018）年度の水道普及率は90.8%となっています。

表2-4 水道普及率

| 区分 | 単位 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 行政区域内人口 | 人 | 7,377 | 7,319 | 7,221 | 7,077 | 6,903 |
| 給水人口 | 人 | 6,847 | 6,785 | 6,679 | 6,402 | 6,268 |
| 上水道 | 人 | 6,637 | 6,588 | 6,496 | 6,231 | 6,107 |
| 簡易水道 | 人 | 210 | 197 | 183 | 171 | 161 |
| 水道普及率 | % | 92.8 | 92.7 | 92.5 | 90.5 | 90.8 |

資料：経営比較分析表（上島町）

2. 汚水処理人口

本町の汚水処理人口は、令和元（2019）年度末で6,613人、汚水処理人口普及率は99.7%となっています。

表2-5 汚水処理人口普及率

| 区分 | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住民基本台帳登録人口 | 人 | 7,217 | 7,078 | 6,965 | 6,814 | 6,630 |
| 汚水処理人口合計 | 人 | 7,217 | 7,058 | 6,943 | 6,794 | 6,613 |
| 公共下水道 | 人 | 5,499 | 5,342 | 5,276 | 5,177 | 5,016 |
| 農業集落排水施設 | 人 | 1,107 | 1,126 | 1,119 | 1,088 | 1,072 |
| コミュニティプラント人口 | 人 | 197 | 184 | 171 | 161 | 151 |
| 合併浄化槽人口 | 人 | 414 | 406 | 377 | 368 | 374 |
| 汚水処理人口普及率 | % | 100 | 99.7 | 99.7 | 99.7 | 99.7 |

資料：県内市町汚水処理人口普及率（愛媛県オープンデータカタログ）

3. 交通

本町は、離島という地理的条件から、町内の3島（弓削島、生名島、佐島）以外への交通手段は、船舶による交通手段に頼っています。

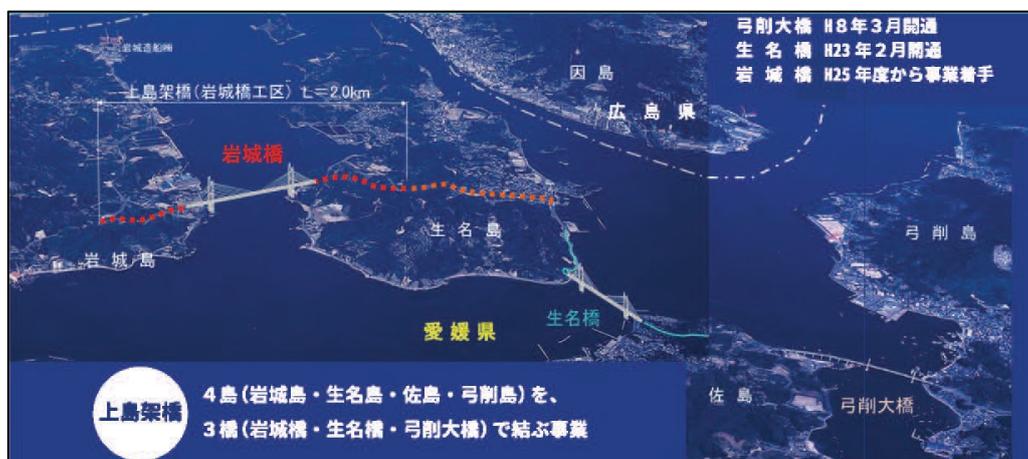
現在、今治港と因島土生港とを結ぶ快速船が岩城島、佐島、弓削島、生名島に寄航し、三原港と因島とを結ぶ快速船が生名島に寄航、さらに弓削島、生名島、岩城島と因島、生口島をそれぞれ結ぶフェリーや、魚島、弓削島、因島を結ぶ快速船が就航しています。



出典:「瀬戸内かみじまトリップ」ホームページ（上島町商工観光課・上島町観光協会）

図 2-7 上島町へのアクセス

陸上交通は、離島間を繋ぐ道路網として、平成 8（1996）年 3 月には弓削島と佐島を結ぶ弓削大橋が、平成 23（2011）年 2 月には佐島と生名島を結ぶ生名橋が開通しており、令和 3（2021）年度には、生名島と岩城島を結ぶ岩城橋が開通予定となっています。



出典:広報かみじま（平成 29（2017）年 9 月、上島町）

図 2-8 上島架橋の概要

陸上交通機関としては、弓削島と佐島・生名島間は町有バスが、また岩城島において福祉バスが運行されています。

県道においては弓削地区で自動車の通行が不能なほど幅員の狭い箇所もあるため、東予地方局建設部今治支局土木事務所に整備を促進するよう要請していくとともに、町道においても計画的に整備を推進しています。

表 2-6 道路整備の状況

| 区 分 | | 路線数 | 実 延 長 | 改良済延長 | 改良済延長率 | 舗装済延長 | 舗装済延長率 | |
|------|-----|-----|----------|----------|---------|----------|----------|--------|
| 弓削地区 | 県 道 | 2 | 17,258 m | 12,752 m | 73.9% | 17,258 m | 100.0% | |
| | 町 道 | 一 級 | 2 | 4,060 m | 2,935 m | 72.3% | 4,060 m | 100.0% |
| | | 二 級 | 4 | 2,871 m | 1,535 m | 53.5% | 2,641 m | 92.0% |
| | | その他 | 111 | 23,285 m | 4,347 m | 18.7% | 22,339 m | 95.9% |
| 生名地区 | 県 道 | 1 | 4,454 m | 4,338 m | 97.4% | 4,454 m | 100.0% | |
| | 町 道 | 一 級 | 3 | 6,598 m | 5,239 m | 79.4% | 6,598 m | 100.0% |
| | | 二 級 | 2 | 2,829 m | 2,750 m | 97.2% | 2,829 m | 100.0% |
| | | その他 | 102 | 21,319 m | 5,131 m | 24.1% | 19,139 m | 89.8% |
| 岩城地区 | 県 道 | 1 | 10,808 m | 9,658 m | 89.4% | 10,808 m | 100.0% | |
| | 町 道 | 一 級 | 2 | 2,363 m | 1,745 m | 73.8% | 2,209 m | 93.5% |
| | | 二 級 | 3 | 3,781 m | 2,804 m | 74.2% | 3,770 m | 99.7% |
| | | その他 | 117 | 30,699 m | 9,096 m | 29.6% | 28,464 m | 92.7% |
| 魚島地区 | 県 道 | 0 | — | — | — | — | — | |
| | 町 道 | 一 級 | 1 | 1,358 m | 766 m | 56.4% | 1,356 m | 99.9% |
| | | 二 級 | 4 | 3,516 m | 1,815 m | 51.6% | 3,516 m | 100.0% |
| | | その他 | 41 | 7,143 m | 148 m | 2.1% | 7,036 m | 98.5% |

資料：「上島町地域防災計画」平成 30（2018）年 5 月改定

第4節 上位計画（上島町第2次総合計画）

上島町第2次総合計画は、平成28（2016）年3月に策定しました。当計画は、本町の最上位計画にあたります。この計画に基づき、健康福祉・教育・産業・生活基盤・財政運営など各分野の計画を策定し、具体的に実施していきます。

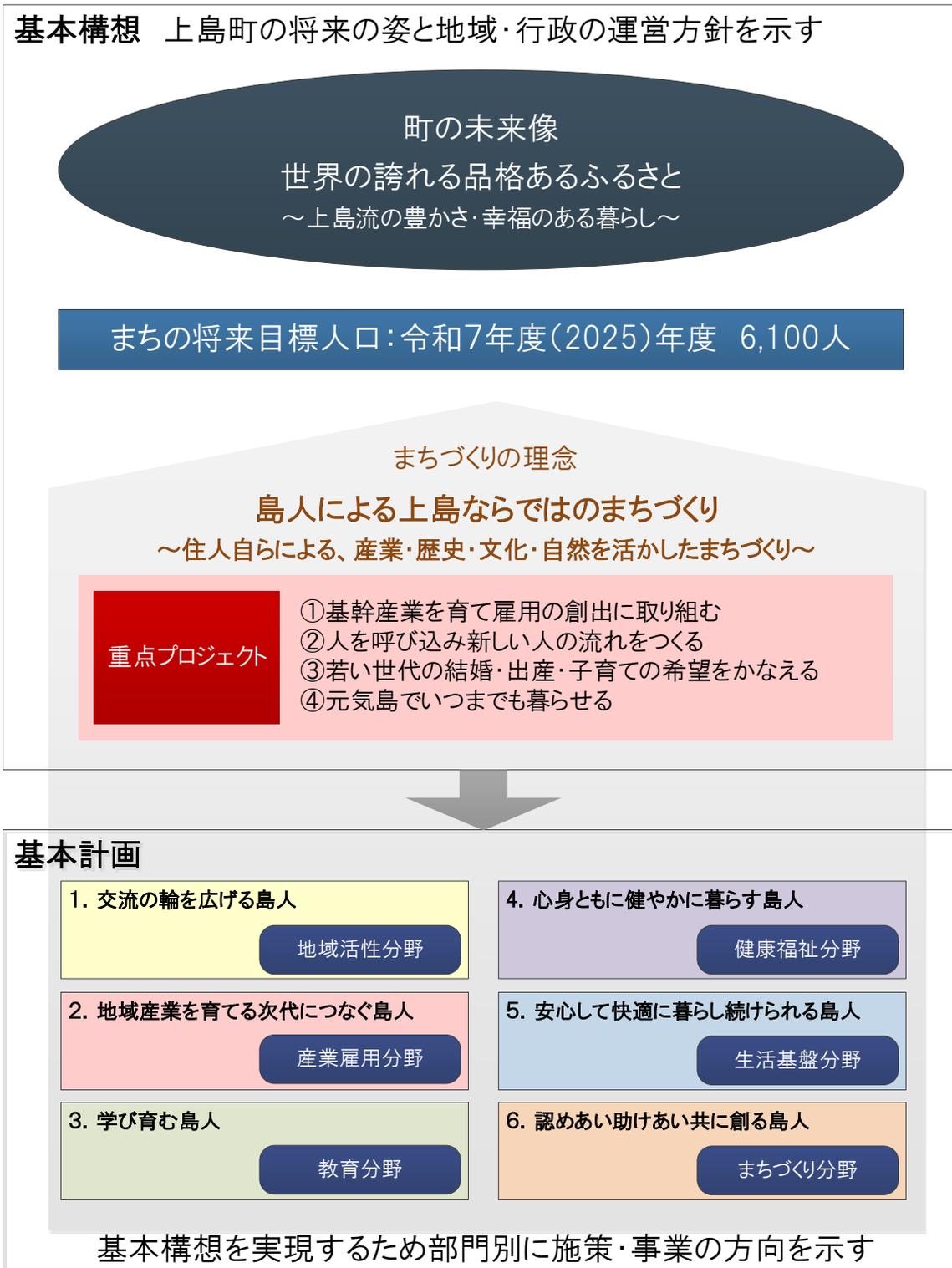


図2-9 上島町第2次総合計画の概要

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみの分別区分

本町では、一般廃棄物（ごみ）を「燃やせるごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の4種に大別し、不燃ごみを「ビン類」、「ガラス類」、「陶器類」の3種類、資源ごみを「缶類」、「小物金属類」、「有害ごみ」、「古紙類」の4種類に区分、さらに古紙類を「新聞」、「ダンボール」、「雑誌」の3種類に細別する、4種11分別での分別排出をお願いしています。

また、本町で受け入れないごみの分別区分として、家電リサイクル対象製品や産業廃棄物等を別途定めています。

表3-1 ごみの分別区分（令和元（2019）年度）

| 分別区分 | | 内容例 | 備考 |
|------------------------|-------|--|------------|
| 燃やせるごみ | | 台所ごみ、衣類、プラスチック類、食用油、皮製品、庭木等の剪定柄、発泡スチロール、木くず、ダンボール、その他 | |
| 不燃ごみ （ビン類・ガラス類・陶器類） | | 飲料類、食品類、化粧品類の空き瓶、せともの、茶碗、花瓶、割れたビン、板ガラス、ガラス食器、鏡、電球、蛍光管等 | |
| 資源ごみ | 缶類 | ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、菓子缶、調味料缶等 | 素材別に排出側で分別 |
| | 小物金属類 | 鍋、やかん、包丁、金ざる、ハサミ、釘、針金、一斗缶、栓抜き等 | |
| | 有害ごみ | 乾電池、ライター、温度計、水銀体温計、カッターの刃、カミソリ、針 | |
| | 古紙類 | 新聞紙、ダンボール類、雑誌類、広告類、空き箱、厚紙 | |
| 粗大ごみ | | 可燃系粗大ごみ（タンス、木製家具、フトン等） 不燃系粗大ごみ（電化製品、自転車、ガスコンロ等） | |
| 家電リサイクル対象製品 | | 冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機 | 業務用を除く |
| 町で収集・処理できないもの | | 産業廃棄物（建築廃材等）、漁網、農業用廃ビニール、バイク、農薬、劇毒物、消火器、ガスボンベ、バッテリー、ピアノ、タイヤ、廃油（ガソリン・灯油等）、FRP製品、船外機、パソコン、その他危険物 | |

2. 排出及び収集方法

本町で排出される家庭系ごみは、各家庭に配布する「家庭ごみの正しい出し方」に示した方法及び頻度で収集しています。

可燃ごみは、本町指定袋に入れたもの拠点回収により収集しています。不燃ごみ及び資源ごみは、各拠点においてルールを設定（個人が所有する一斗缶やバケツ等の使用、地区で管理するキャリー等を用いた方法、古紙類はヒモで縛る等）して分別排出いただき、これらを拠点回収により収集しています。粗大ごみは、町が指定するシールを貼り付ける方法により拠点回収で収集しています。なお、粗大ごみは、直接搬入により料金を半額にする制度が設けられています。

また、一時的に大量に排出が必要となった場合には、上島クリーンセンター、岩城クリーンセンター又は魚島クリーンセンターへ、直接搬入ごみとして搬入ができるようになっています。

3. ごみ処理の流れ（令和2（2020）年度まで）

本町の弓削地区・岩城地区・生名地区より排出された、燃やせるごみや可燃性の粗大ごみは「上島クリーンセンター」でそれぞれ焼却処理し、不燃ごみ、不燃性の粗大ごみや資源ごみは、「岩城クリーンセンター」で中間処理を行うことで、本町で排出された一般廃棄物の適正処理ならびに資源化を行っています（図3-1参照）。なお、魚島地区については、収集あるいは直接搬入された各種ごみを、一旦「魚島クリーンセンター」にそれぞれ集積・保管した上で、可燃系のごみは「上島クリーンセンター」へ、不燃系ごみ並びに資源系ごみは、「岩城クリーンセンター」へそれぞれ運搬し、他地区の各種ごみと合わせて処理・処分しています（図3-2参照）。

上島クリーンセンターで焼却処理後に発生する焼却残渣（焼却灰・飛灰）は、（一財）愛媛県廃棄物処理センター並びに民間業者へ処理委託しています。資源ごみとして排出された金属類や古紙類は、「岩城クリーンセンター」で選別・圧縮され、資源化事業者へ引き渡しています。不燃ごみは、「岩城クリーンセンター」で一定の大きさに破碎（減容化）されたのち、金属類を選別して資源化、金属類を選別した後に残る不燃残渣は、町内の最終処分場において埋め立て処分しています。不燃性の粗大ごみは民間業者へ処理委託しています。

4. ごみ処理の流れ（令和3（2021）年度から）

「上島クリーンセンター」で焼却処理後に発生した焼却残渣、ならびに「岩城クリーンセンター」で金属類を選別した後に残る不燃残渣は、令和3（2020）年4月に供用開始する「上島町佐島一般廃棄物最終処分場」において埋立処分を開始します。（図3-3及び図3-4参照）

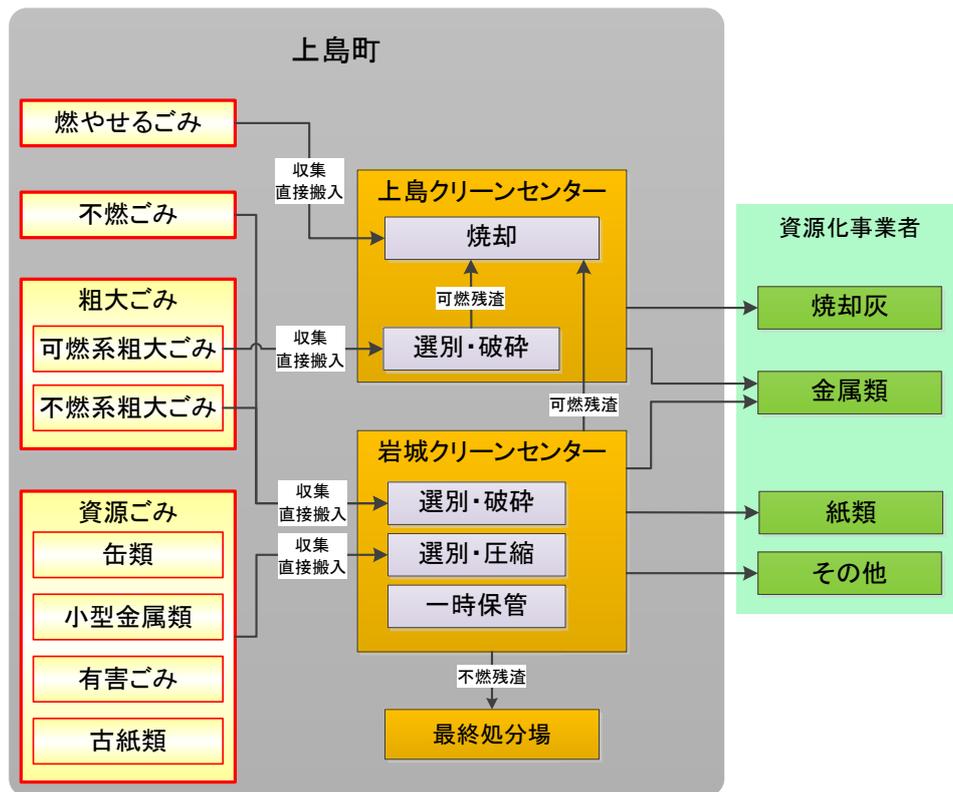


図 3-1 令和 2 (2020) 年度までのごみ処理の流れ (弓削地区・岩城地区・生名地区)

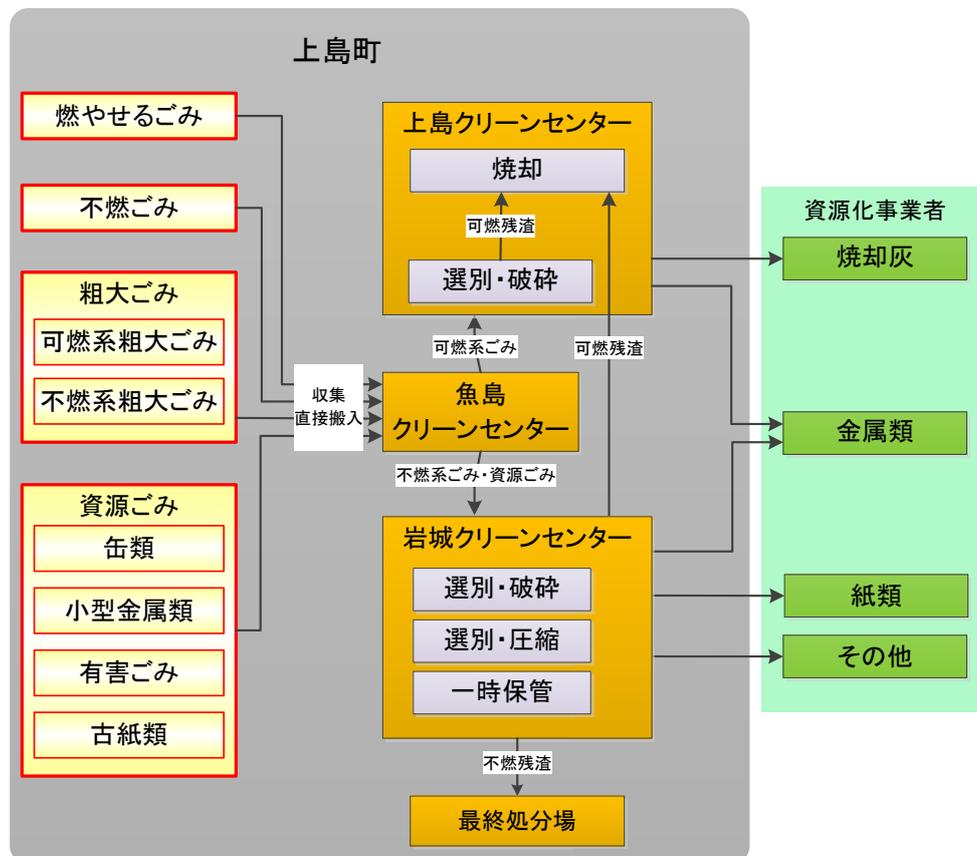


図 3-2 令和 2 (2020) 年度までのごみ処理の流れ (魚島地区)

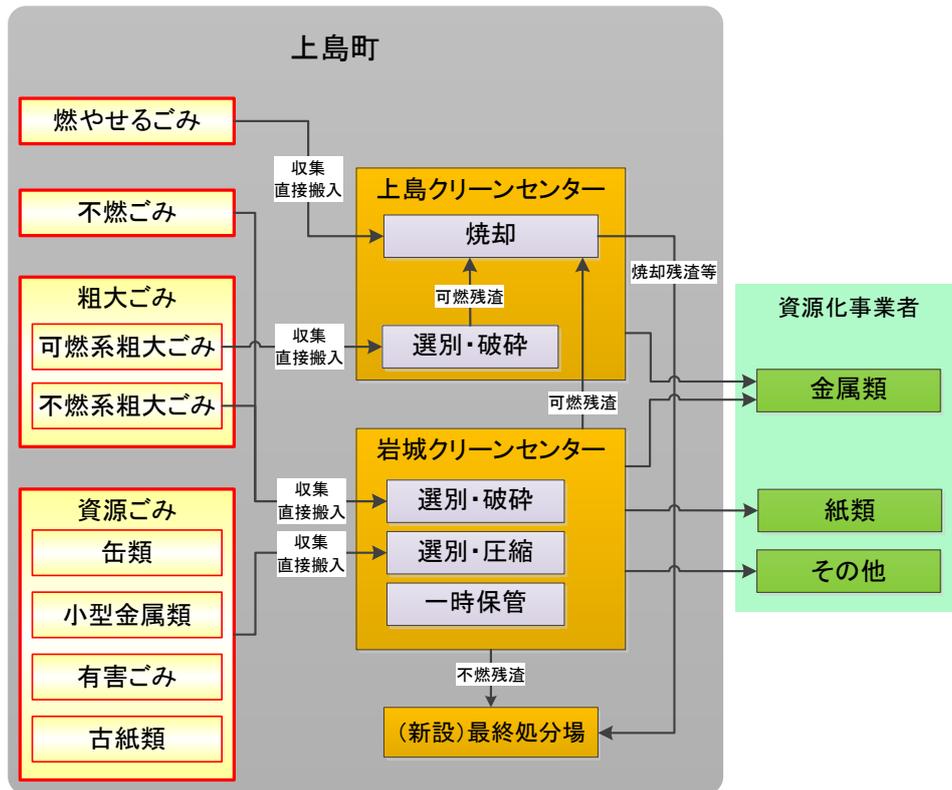


図 3-3 令和 3 (2021) 年度からのごみ処理の流れ (弓削地区・岩城地区・生名地区)

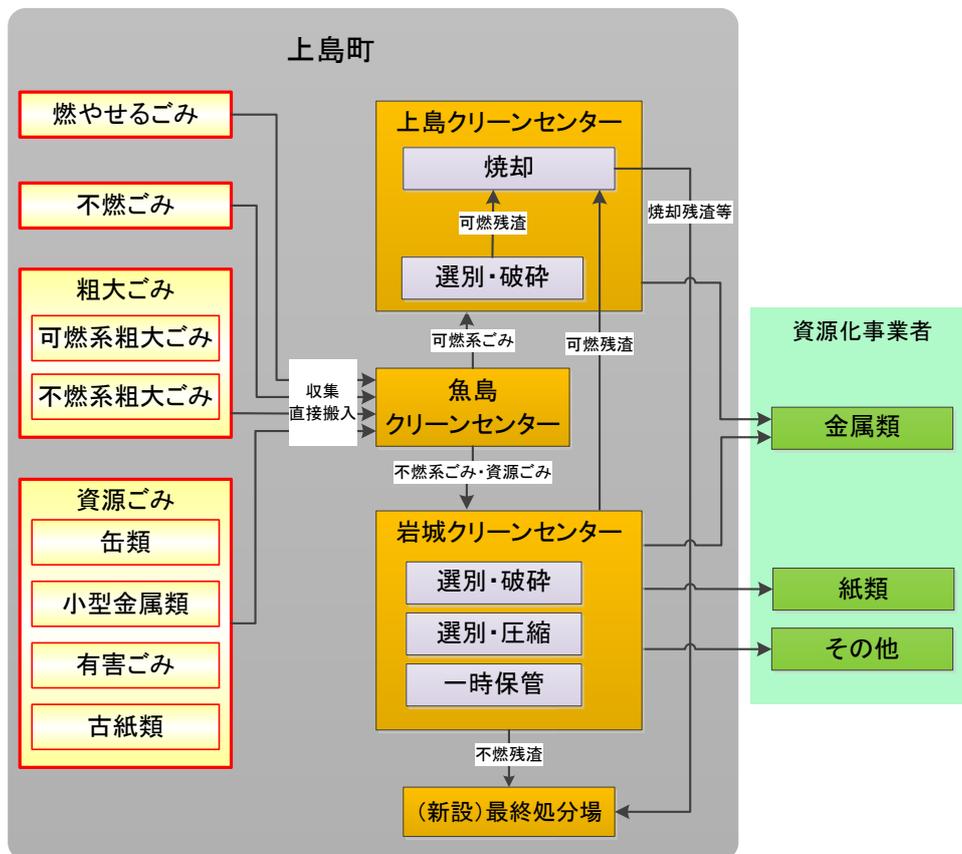


図 3-4 令和 3 (2021) 年度からのごみ処理の流れ (魚島地区)

5. ごみ処理施設

(1) 中間処理施設（ごみ焼却施設）

上島町のごみ焼却施設である、上島クリーンセンターの概要は、次のとおりです。

表 3-2 上島クリーンセンター（ごみ焼却施設）の概要

| | |
|-------|-----------------------|
| 施設名 | 上島クリーンセンター |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡上島町弓削大谷 88 |
| 竣工 | 平成 20（2008）年 3 月 |
| 処理方式 | 機械化バッチ炉（ストーカー式） |
| 処理能力 | 9 トン／日（9 トン／8 時間×1 炉） |
| 処理対象物 | 燃えるごみ、可燃残渣、可燃系粗大ごみ |
| 運営体制 | 一部委託 |



資料：上島クリーンセンターパンフレット

図 3-5 上島クリーンセンター（ごみ焼却施設）の外観

(2) 中間処理施設（資源化施設）

岩城クリーンセンターの概要は、次のとおりです。

表 3-3 岩城クリーンセンター（資源化施設）の概要

| | |
|-------|--|
| 施設名 | 岩城クリーンセンター |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡岩城 4071-1 |
| 竣工 | 平成 6（1994）年 12 月 |
| 処理方式 | 焼却（休止）、手選別、破碎、磁選別、圧縮 |
| 処理能力 | 5 トン／日（資源化施設、1 日 5 時間運転） |
| 処理対象物 | 不燃ごみ（ビン類、ガラス類、陶器類）、資源ごみ（缶類、小型金属類、有害ごみ、古紙類）、不燃系粗大ごみ |
| 運営体制 | 委託 |



資料：岩城クリーンセンターパンフレット

図 3-6 岩城クリーンセンター（資源化施設）の外観

(3) 中間処理施設（一時保管施設等）

上島町魚島地区より排出される各種ごみを一時的に保管する、魚島クリーンセンターの概要は、次のとおりです。

表 3-4 魚島クリーンセンター（一時保管施設）の概要

| | |
|------|------------------|
| 施設名 | 魚島クリーンセンター |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡上島町魚島 |
| 竣工 | 平成 14（2002）年 4 月 |
| 処理方式 | 焼却（休止）、保管 |
| 運営体制 | 委託 |

(4) 最終処分場

上島町の最終処分場の概要を、以下の表 3-5～表 3-6 に示します。

平成 30 (2018) 年度より令和 3 (2021) 年度にかけて、新たな最終処分場「上島町佐島一般廃棄物最終処分場」を建設し、令和 3 (2020) 年 4 月より供用開始します。このことに伴い「佐島不燃物処理地」ならびに「先田名後最終処分場」の 2 施設について、埋立を終了します。

表 3-5 最終処分場 (既存) の概要

| | |
|------------|--|
| 施設名 | 佐島不燃物処理地 |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 越智郡上島町弓削佐島 1430 番地 1 |
| 供用開始 | 昭和 59 (1984) 年 4 月 |
| 埋立面積及び埋立容量 | 1,100 m ² 、5,000 m ³ |
| 埋立対象物 | 不燃物 |
| 最終処分場の構造 | その他埋立構造 |
| 埋立終了 (予定) | 令和 3 (2021) 年度予定 |

| | |
|------------|---|
| 施設名 | 生名不燃物処理地 |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡上島町生名 3636 番地 |
| 供用開始 | 平成 5 (1993) 年 8 月 |
| 埋立面積及び埋立容量 | 2,000m ² 、5,000 m ³ |
| 埋立対象物 | 破碎ごみ、処理残渣 |
| 最終処分場の構造 | その他埋立構造 |
| 埋立終了 | 平成 25 (2013) 年度 |

| | |
|------------|---|
| 施設名 | 先田名後最終処分場 |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡上島町岩城 97 番地 |
| 供用開始 | 平成 2 (1990) 年 1 月 |
| 埋立面積及び埋立容量 | 3,500m ² 、8,000 m ³ |
| 埋立対象物 | 不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣 |
| 最終処分場の構造 | その他埋立構造 |
| 埋立終了 (予定) | 令和 4 (2022) 年度予定 |

表 3-6 最終処分場（新設）の概要

| | |
|------------|---|
| 施設名 | 上島町佐島一般廃棄物最終処分場 |
| 施設所管 | 上島町 |
| 所在地 | 愛媛県越智郡上島町弓削佐島 1962 番地 |
| 供用開始 | 令和 3（2021）年 4 月予定 |
| 埋立面積及び埋立容量 | 2,700m ² 、9,000 m ³ |
| 埋立対象物 | 不燃残渣、焼却残渣 |
| 最終処分場の構造 | 準好気性埋立構造 |
| 埋立終了予定 | 令和 17 年（2035）年度 |

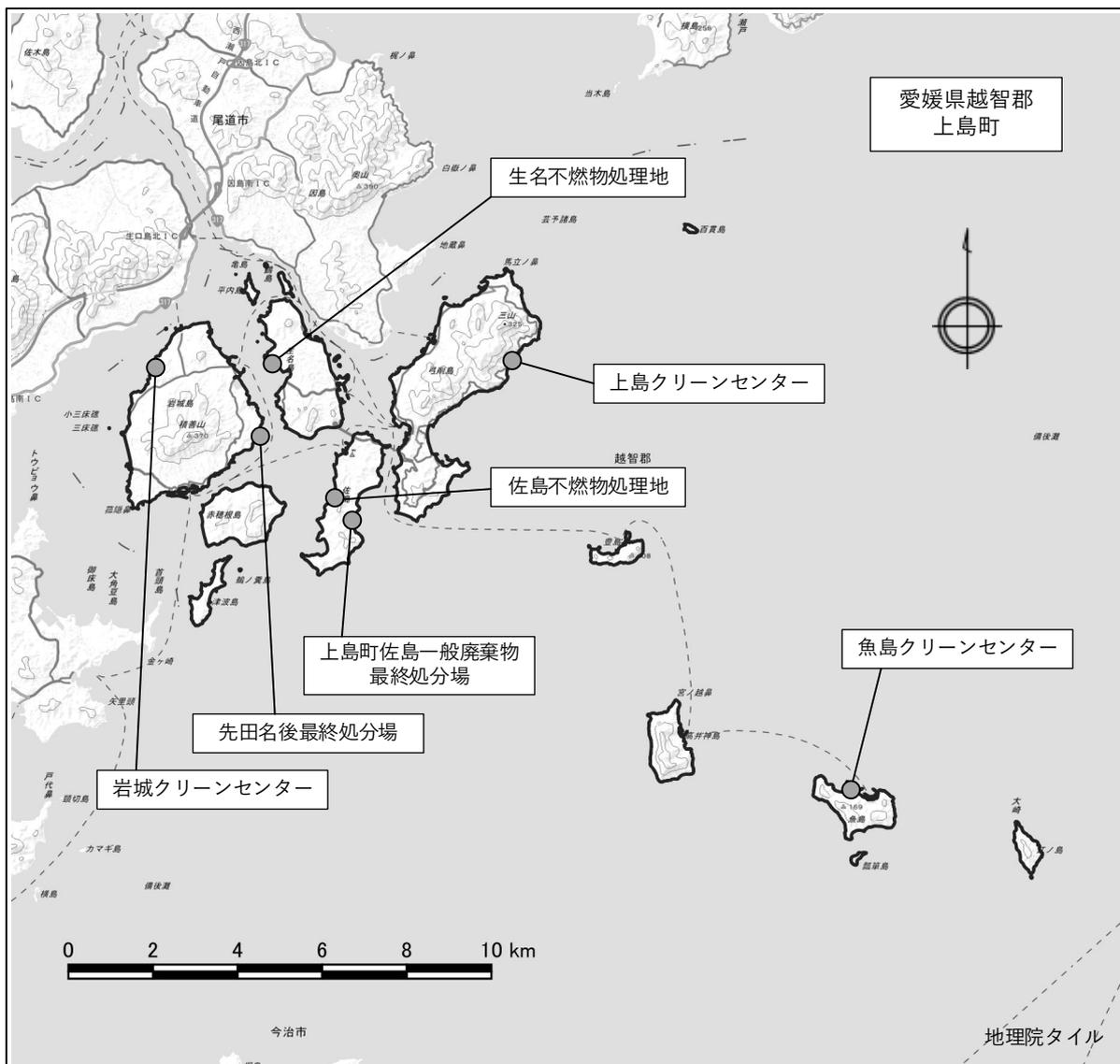


図 3-7 上島町所管の一般廃棄物処理施設位置図

6. ごみ排出量の実績

本町の年間ごみ排出量は、平成 29 (2017) 年度まで減少傾向でしたが、平成 30 (2018) 年度以降で増加傾向に転じています。

総排出量を町民 1 人あたりに換算した 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、令和元 (2019) 年度において 996.1 グラムです。同様に、家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 903.2 グラムであり、家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、近年減少傾向にあります。燃やせるごみの排出量は近年横ばいの傾向が続いています。

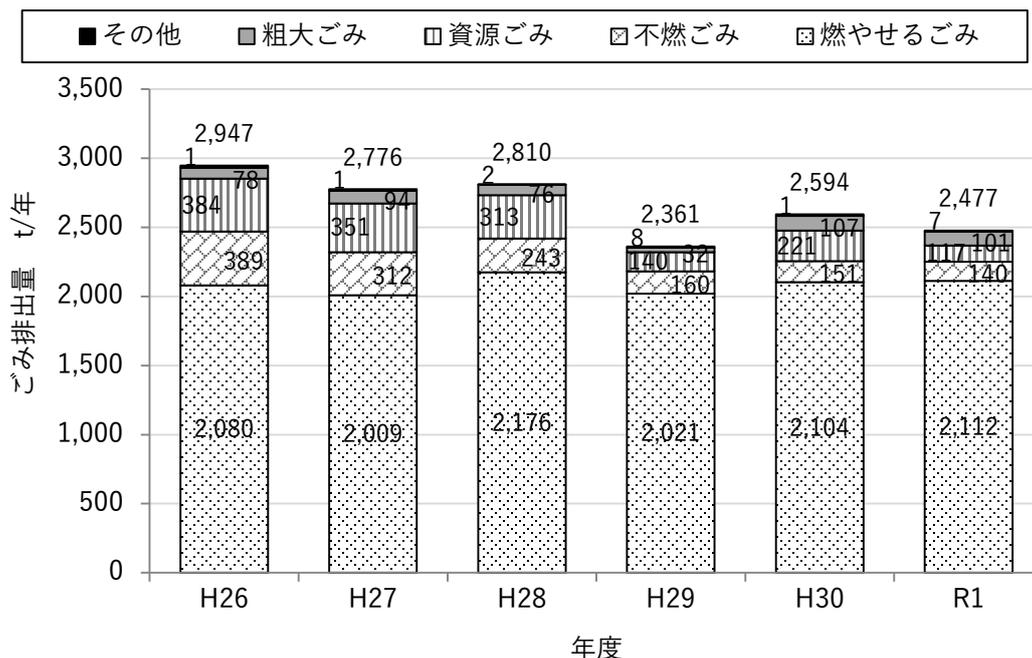


図 3-8 年間ごみ排出量の実績

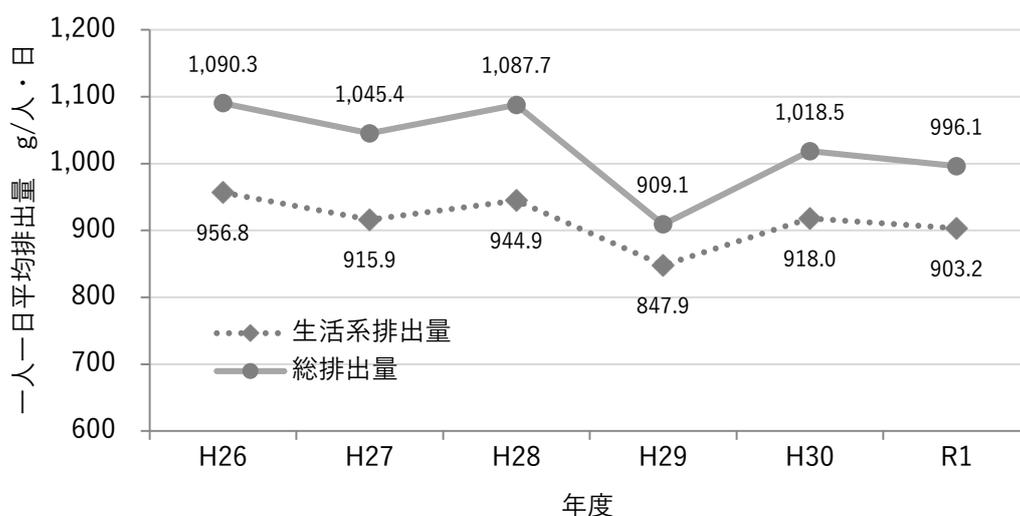


図 3-9 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

7. 再資源化量の実績

(1) 資源ごみの分別回収等

本町で分別収集された資源ごみは、表3-7に示すように中間処理施設で処理されるものと、直接資源回収業者に引き渡すものがあります。

なお、焼却残渣は、令和元（2019）年度まで（一財）愛媛県廃棄物処理センターでスラグとして資源化しています。

表3-7 資源ごみの分別回収方法

| 回収方法 | 品目 | | 備考 |
|--------------|------|--------|-----------------|
| 中間処理施設での資源回収 | 焼却残渣 | 焼却灰 | スラグ (令和元年まで) |
| | 金属類 | スチール | 選別・圧縮 |
| | その他 | 乾電池等 | 業者引き渡し |
| 直接資源化 | 紙類 | 紙類 | 業者引き渡し |
| | | 紙製容器包装 | |
| | 金属類 | 缶類 | |

(2) 再資源化の状況

本町の再資源化量ならびにリサイクル率の推移について、表3-8及び図3-10に示します。近年の再資源化量は、概ね350トン～500トン/年で推移しています。

なお、令和元（2019）年度の資源化量は395トンで、リサイクル率は15.9%です。

表3-8 再資源化量の内訳及びリサイクル率

| 項目/年度 | 単位 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| ごみ総排出量 | t | 2,947 | 2,776 | 2,810 | 2,361 | 2,594 | 2,477 | |
| 集団回収量 | t | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 処理施設 資源化量 | 焼却灰 | t | 62 | 58 | 60 | 58 | 75 | 75 |
| | 金属類 | t | 59 | 75 | 62 | 65 | 50 | 50 |
| | その他 | t | 3 | 3 | 10 | 1 | 0 | 0 |
| | 計 | t | 124 | 136 | 132 | 124 | 125 | 125 |
| 直接 資源化量 | 紙類 | t | 249 | 211 | 186 | 129 | 205 | 165 |
| | 紙製容器包装 | t | 90 | 97 | 92 | 100 | 118 | 98 |
| | 金属類 | t | 41 | 41 | 35 | 6 | 30 | 7 |
| | 計 | t | 380 | 349 | 313 | 235 | 353 | 270 |
| 総資源化量 | t | 504 | 485 | 445 | 359 | 478 | 395 | |
| リサイクル率 | % | 17.1% | 17.5% | 15.8% | 15.2% | 18.4% | 15.9% | |

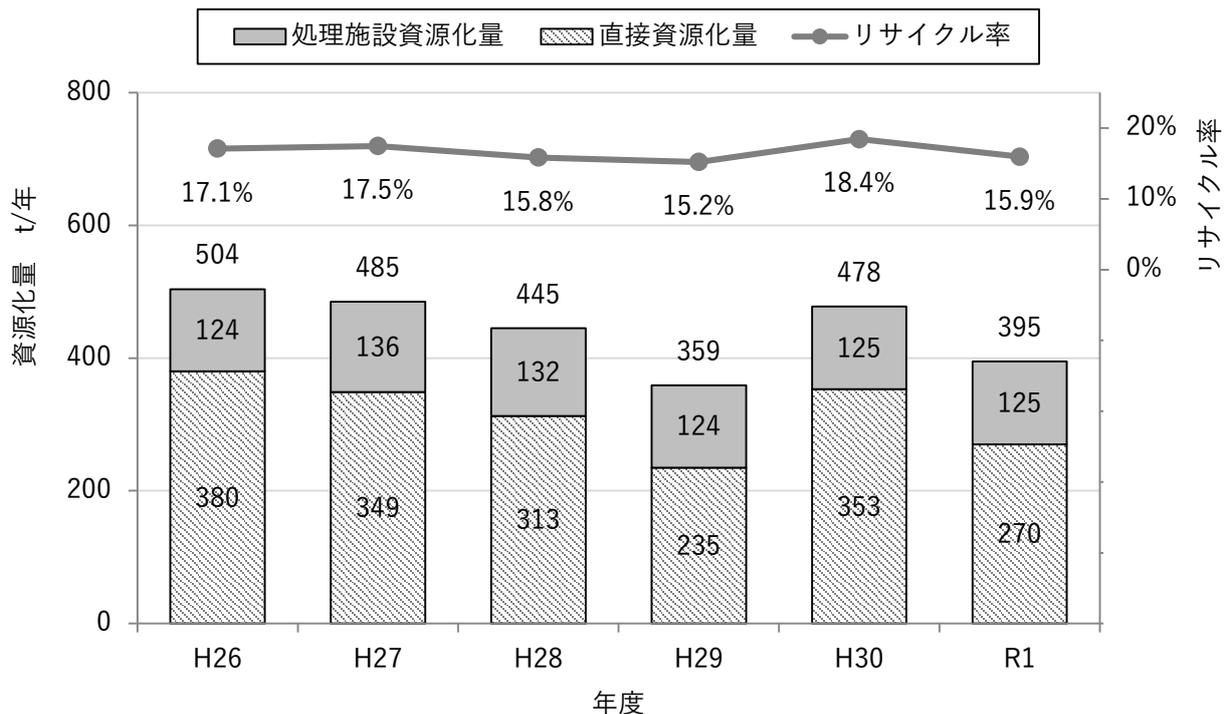


図 3-10 再資源化量及びリサイクル率の推移

8. 最終処分量の実績

本町における近年の最終処分量の実績を、表 3-9 及び図 3-11 に示します。本町では、不燃ごみを岩城クリーンセンターで破碎したのち、本町の最終処分場において不燃残渣のみを埋立処分しています。なお、焼却残渣は、平成元年度末まで（一財）愛媛県廃棄物処理センターに処理委託、令和 2（2020）年度は民間業者へ処理委託し、令和 3（2021）年度以降は上島町最終処分場で埋立処分開始の予定です。

近年の最終処分量は 393 トン～540 トン、最終処分率は 14.2%～19.4%で推移し、令和元（2019）年度の最終処分量は 393 トン、最終処分率は 15.9%となっています。

表 3-9 最終処分量の内訳及び最終処分率

| 項目/年度 | 単位 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | |
|--------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ごみ総排出量 | t | 2,947 | 2,776 | 2,810 | 2,361 | 2,594 | 2,477 | |
| 最終処分量 | 焼却残渣 | t | 151 | 146 | 157 | 279 | 198 | 251 |
| | 処理残渣 (粗大ごみ) | t | 389 | 312 | 241 | 178 | 246 | 142 |
| | 計 | t | 540 | 458 | 398 | 457 | 444 | 393 |
| | 最終処分率 | % | 18.3% | 16.5% | 14.2% | 19.4% | 17.1% | 15.9% |

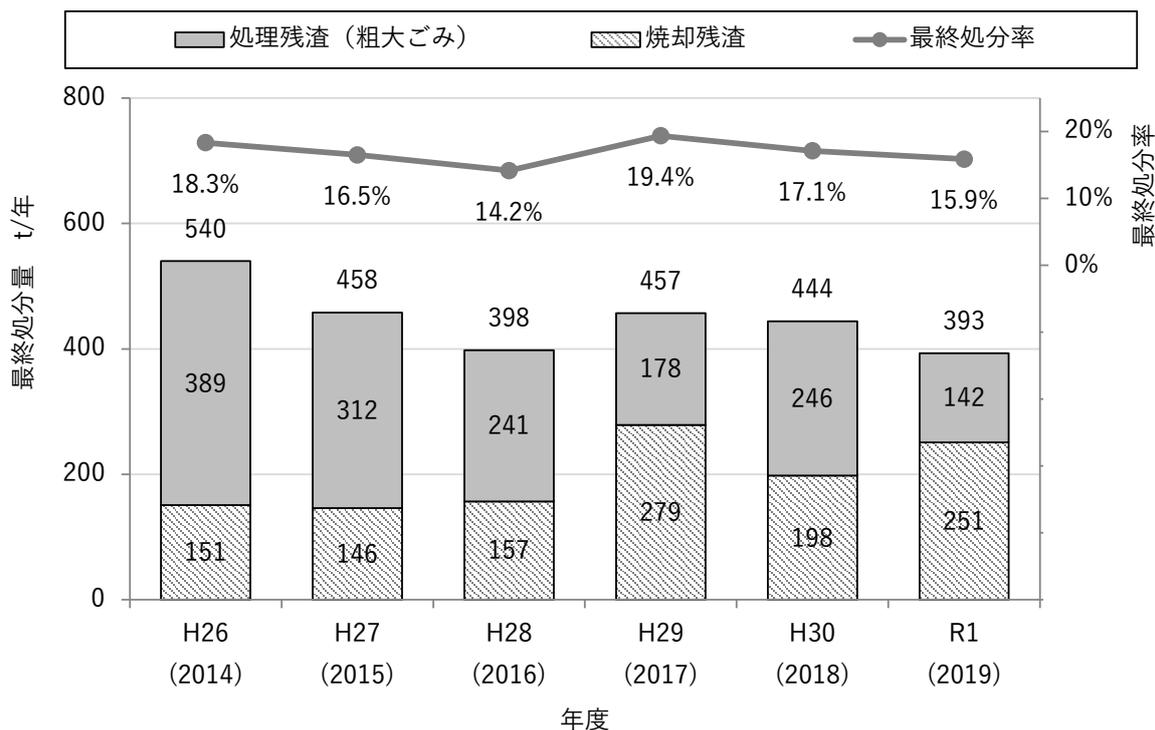


図 3-11 最終処分量及び最終処分率の推移

第 2 節 ごみ処理の評価及び課題

1. 国及び愛媛県の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたものです。

平成 30 (2018) 年 6 月 19 日に閣議決定された、第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として以下に示す事項を掲げ、その実現に向けて概ね令和 7 年 (2025) 年までに国が講ずべき施策を示しています。

- ① 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ② ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 適正処理の更なる推進と環境再生など

第四次循環型社会形成推進基本計画で示された各種指標と目標値を、以下の図 3-12 に示します。

| | |
|---|---|
| 資源生産性 ＝GDP/天然資源投入量 2025年度目標：約49万円/トン(2000年度の約2倍) | 家庭系食品ロス量 2030年度目標：2000年度の半減(2000年度実績433万トン) |
| 入口側の循環利用率 ＝循環利用量/(天然資源等投入量＋循環利用量) 2025年度目標：約18%(2000年度の約1.8倍) | 1人1日当たりのごみ排出量 2025年度目標：約850グラム/人/日 |
| 出口側の循環利用率 ＝循環利用量/廃棄物等発生量 2025年度目標：約47%(2000年度の約1.3倍) | 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 2025年度目標：約440グラム/人/日 |
| 最終処分量(一般廃棄物) 2025年度目標：約3百万トン(2000年度から約70%減) | 一般廃棄物最終処分場の残余年数 2022年度目標：20年分を維持 |

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」

※1 1人1日当たりのごみ排出量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量

※2 家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ量－生活系資源ごみ量－集団回収量

生活系ごみ量：一般家庭から排出されるごみに集団回収を加えたごみ量

図 3-12 第四次循環型社会形成推進基本計画に示される指標と目標

(2) 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められたものです。

平成28（2016）年1月に変更された廃棄物処理基本方針で定められた方向・事項は次のとおりです。

- ① 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ④ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項
- ⑤ 非常災害時における③、④に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- ⑥ その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

また、本計画中では、令和2（2020）年度における一般廃棄物の減量化の目標量を、以下表3-10のように定めています。

表 3-10 一般廃棄物の減量化の目標量

| 指標 | 目標量（一般廃棄物） |
|--------|--|
| 排出量 | 約12%削減（平成24年度比） （約9%削減（平成27（2015）年度比）） |
| リサイクル率 | 約21%（平成24年度）から 約27%に増加させる |
| 最終処分量 | 約14%削減（平成24年度比） （約10%削減（平成27（2015）年度比）） |

資料：廃棄物処理法基本方針、令和2（2020）年度

(3) 第四次えひめ循環型社会推進計画の概要

第四次えひめ循環型社会推進計画（平成 29（2017）年 3 月）で示される、令和 2（2020）年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標を、以下の図 3-11 に示します。

表 3-11 一般廃棄物の減量化目標（愛媛県、令和 2（2020）年度）

1. ごみ総排出量を平成 27（2015）年度から約 11%削減する。
（1人1日当たりのごみ排出量を平成 27（2015）年度から約 5%削減）
2. 再生利用率を約 27%に増加する。
3. 最終処分量を平成 27（2015）年度から約 12%削減する。

2. 関係法令

(1) 廃棄物・リサイクル関連法

循環型社会の形成に関する基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」が、平成 12（2000）年に制定されました。この基本法は、平成 5（1993）年に制定された循環保全の総合的な推進を目的とする「環境基本法」の理念を明確化する基本的枠組法として、新たに基本法として制定されたものです。新たな基本法の制定に伴い、①廃棄物の適正処理に関する関連法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、②再生利用の推進に関する関連法：「再生資源利用促進法」が「資源有効利用促進法」に改正されました。

また、個別物品の特性に応じた規制については、①平成 7（1995）年に、容器包装廃棄物のリサイクルを促進する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）、②平成 10（1998）年に、家電 4 品目のリサイクルをメーカー主導で行う「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」という。）、③平成 12（2000）年に、一定規模以上の解体工事等において分別解体等を義務づける「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）、ならびに④食品廃棄物の発生抑制等を定める「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）、⑤平成 24（2012）年には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進を目的に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）それぞれが整備され、随時改正されながら現在に至っています。

さらに、国や自治体等の公共機関に消費者として環境負荷低減に資する物品・サービスの調達を義務づける「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が整備されています。

(2) 環境保全関係法令

ごみ処理施設等の整備に当たっては、その規模と内容に応じて廃棄物処理法をはじめ、表 3-12 に示す環境保全関係法令等の適用を受けることになります。

表 3-12 環境保全関係法令（ごみ処理施設の場合）

| 法律名 | 適用範囲等 |
|----------------|--|
| 廃棄物処理法 | 処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる。 |
| 大気汚染防止法 | 火格子面積が2m ² 以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、本法のばい煙発生施設に該当する。 |
| 水質汚濁防止法 | 処理能力が1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上のごみ焼却施設から河川、湖沼等公共用水域に排出する場合、本法の特定施設に該当する。 |
| 騒音規制法 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。 |
| 振動規制法 | 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)は、本法の特定施設に該当し、知事が指定する地域では規制の対象となる。 |
| 悪臭防止法 | 本法においては、特定施設制度をとっていないが、知事が指定する地域では規制を受ける。 |
| 下水道法 | 1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上の焼却施設は、公共下水道に排水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。 |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 廃棄物焼却炉で1時間当たり50kg以上または、火格子面積0.5m ² 以上が特定施設となり、大気、水質、土壌の環境基準と排出基準の適用を受ける。 |

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

また、愛媛県の公害規制等に関する条例等は、愛媛県環境基本条例をはじめ表 3-13 に示すとおりです。

表 3-13 愛媛県の公害規制等に関する条例

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県環境基本条例（平成 8(1996) 年 3 月 19 日 条例第 5 号） ○ 愛媛県環境影響評価条例（平成 11(1999) 年 3 月 19 日 条例第 1 号） ○ 愛媛県公害防止条例（昭和 44(1969) 年 10 月 11 日 条例第 23 号） ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 52(1977)年 6 月 21 日 規則第 44 号) |
|--|

(3) 土地利用規制に関する法令等

一般に、ごみ処理施設等を設置するにあたっての土地利用規制等に関する法令は、表3-14に示すとおりです。

表3-14 施設の設置や土地利用規制等に関する法令

| 法律名 | 適用範囲等 |
|---------------------|--|
| 都市計画法 | 都市計画区域内でごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。 |
| 河川法 | 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。 |
| 急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の設置、又は工作物の設置・改造の制限。 |
| 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。 |
| 海岸法 | 海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。 |
| 道路法 | 電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。 |
| 都市緑地保全法 | 緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。 |
| 自然公園法 | 国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。 |
| 鳥獣保護及び狩猟に関する法律 | 特別保護地区内において工作物を設置する場合。 |
| 農地法 | 工場を建設するために農地を転用する場合。 |
| 港湾法 | 港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。 |
| 都市再開発法 | 市街地再開発事業の施工地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。 |
| 土地区画整理法 | 土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、又は改築等を行う場合。 |
| 文化財保護法 | 土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。 |

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

3. ごみ処理技術の動向

近年のごみ処理に関する技術の動向は、処理プロセス別に表3-15に示すとおりです。従来の焼却による安定処理中心であった処理サイクルから、地球環境保全と資源の保護・有効利用を目的とした法整備の進展や社会的な意識の向上に沿って、熱利用、循環型処理サイクルへ大きく転換しています。

表3-15 ごみ処理技術の動向

| 処理プロセス | 技術概要 | 技術要素 |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 排出抑制 再資源化 | ①生ごみ堆肥化技術 | 家庭用生ごみ処理容器 |
| | | EM菌 |
| | ②発泡スチロール資源化技術 | ペレット化 |
| 収集運搬 | ①ごみ輸送技術 | 中継基地（ベール・コンパクト・バインド） |
| | | 真空輸送 |
| | | 地下集積場 |
| | ②低公害収集車技術 | 電気自動車 |
| ハイブリッド自動車 | | |
| 中間処理 資源化 | ①堆肥化・燃料化技術 | 高速堆肥化 |
| | | バイオガス化 |
| | | RDF化（ペレット、炭化、パウダー） |
| | | RPF化 |
| | ②プラスチック類油化技術 | 油化 |
| | | ガス化 |
| | | 還元モノマー化 |
| | ③不燃物選別技術 | ビン・カレット色自動選別 |
| | | PVC選別 |
| | | 永久磁石アルミ選別 |
| | ④ごみ溶融技術 | 灰溶融（バーナー、アーク、プラズマ） |
| | | 直接溶融 |
| | | ガス化溶融 |
| | | ガス化改質 |
| | ⑤残渣の資源化技術 | スラグ化 |
| | ⑥サーマルエネルギー回収技術 | スーパー発電 |
| | | コージェネレーション |
| ⑦公害防止技術 | ダスト処理技術（固化、キレート） | |
| | 排ガス（Nox、水銀、DXN等）処理技術 | |
| 最終処分 | ①クローズド処分場技術 | 覆蓋型処分場（地下・屋根） |
| | | 多層しゃ水 |
| | ②しゃ水技術 | 漏水検知システム |
| | | 自動修復システム |
| | | 膜処理 |
| | ③浸出水処理技術 | 電気透析 |
| | | 光化学分解 |
| | ④処分場再生技術 | 原位置埋立物減容化 |
| 原位置埋立物固化 | | |

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領

4. ごみ処理の評価

本町におけるごみの排出・処理状況、ならびに愛媛県内市町の平均及び全国平均（いずれも平成 30（2018）年度実績）について、以下の表 3-16 に整理しました。

表 3-16 ごみ排出・処理に関する比較表

| 比較項目 | 単位 | 上島町（実績） | | 全国・愛媛県内市町（実績） | |
|------------------|-------|----------|-------|---------------|----------|
| | | | | 全国平均 | 愛媛県平均 |
| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 平成 30 年度 | 平成 30 年度 |
| 1 人 1 日当たりのごみ排出量 | g/人・日 | 1,018.5 | 996.1 | 918 | 895 |
| 再生利用率 | % | 18.4 | 15.9 | 19.9 | 15.6 |
| 最終処分率 | % | 17.1 | 15.9 | 9.4 | 11.7 |

注) 評価項目は、本町で実績等が把握でき、国や県の指標等が公表されている項目を対象としています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量 = (ごみ排出量 + 自家処理量 + 集団回収量) ÷ 人口 ÷ 365 日

リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量

最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

国のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率は、「日本の廃棄物処理 平成 30（2018）年度版（環境省）」より

県のごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率は、「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30（2018）年度版、環境省）」より

より

(1) 1 人 1 日当たりのごみ排出量

表 3-16 より、本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 30（2018）年度で 1,018.5 g/人・日であり、全国平均（918 g/人・日）や県平均（895 g/人・日）に比べて多い状況です。

表 3-17 より、排出区分別で見ると、家庭系ごみが 918 g/人・日と国の平均値（638.0g/人・日）や県の平均値（661.3g/人・日）と比べても非常に多くなっています。一方、事業系ごみは 100.5 g/人・日と国の平均値（280.0 g/人・日）や県の平均値（233.6 g/人・日）と比べて非常に少ないのが特徴となっています。

(2) リサイクル率

表 3-16、17 より、本町のリサイクル率は平成 30（2018）年度で 18.4%であり、平成 30（2018）年度における全国平均（18.1%）と同程度、愛媛県平均（15.6%）を上回っています。

なお、ビン（ガラス）類の資源化や集団回収は現在行なっていませんが、これらはリサイクル率向上を目指す際の有効な手段として、中長期での研究・検討を進めていきます。

(3) 最終処分率

表 3-16、17 より、本町の最終処分率は平成 30（2018）年度で 17.1%と、全国平均（9.0%）や県平均（11.7%）と比較して、大きくなっています。

現在、埋立処分されるビン（ガラス）類の資源化が実施されれば、改善する可能性があります。

表 3-17 全国平均及び県内市町のごみ排出状況等（平成 30（2018）年度実績）

| 区分 | 総人口 (人) | ごみ総排出量 (g/人・日) | | | リサイクル率 (%) | 最終処分率 (%) |
|--------|------------|----------------|-------|-------|---------------|--------------|
| | | | 生活系 | 事業系 | | |
| 上島町 | 6,978 | 1,018.5 | 918.0 | 100.5 | 18.4 | 17.1 |
| 松山市 | 513,361 | 772.1 | 616.8 | 155.3 | 19.5 | 7.2 |
| 今治市 | 160,640 | 989.3 | 643.4 | 345.9 | 10.1 | 11.4 |
| 宇和島市 | 76,079 | 917.0 | 658.5 | 258.5 | 15.9 | 5.1 |
| 八幡浜市 | 33,925 | 1,103.9 | 764.6 | 339.3 | 19.0 | 13.5 |
| 新居浜市 | 120,005 | 1,066.1 | 752.8 | 313.3 | 14.6 | 11.9 |
| 西条市 | 109,805 | 1,093.2 | 784.4 | 308.8 | 9.6 | 25.8 |
| 大洲市 | 43,540 | 900.7 | 548.9 | 351.8 | 6.9 | 14.7 |
| 伊予市 | 37,315 | 843.2 | 603.5 | 239.6 | 14.6 | 15.4 |
| 四国中央市 | 87,723 | 1,087.4 | 777.6 | 309.8 | 12.3 | 12.7 |
| 西予市 | 38,206 | 740.2 | 618.2 | 122.0 | 23.6 | 7.7 |
| 東温市 | 33,654 | 571.8 | 561.6 | 10.3 | 14.9 | 18.7 |
| 久万高原町 | 8,382 | 844.6 | 641.6 | 203.0 | 22.8 | 20.0 |
| 松前町 | 30,823 | 1,000.5 | 675.5 | 325.0 | 23.2 | 12.5 |
| 砥部町 | 21,266 | 781.1 | 651.1 | 130.0 | 21.5 | 10.0 |
| 内子町 | 16,779 | 733.8 | 588.0 | 145.8 | 17.2 | 12.1 |
| 伊方町 | 9,461 | 792.3 | 704.0 | 88.3 | 16.2 | 16.3 |
| 松野町 | 4,026 | 726.8 | 680.5 | 46.3 | 14.0 | 18.6 |
| 鬼北町 | 10,429 | 778.7 | 575.3 | 203.3 | 13.2 | 6.8 |
| 愛南町 | 21,598 | 1,020.1 | 642.8 | 377.4 | 18.1 | 15.2 |
| 愛媛県内平均 | 1,383,995 | 894.9 | 661.3 | 233.6 | 15.6 | 11.7 |
| 全国平均 | | 918.0 | 638.0 | 280.0 | 18.1 | 9.0 |

注) ごみ総排出量 (g/人・日) : (ごみ排出量+自家処理量+集団回収量) ÷ 365 ÷ 人口

家庭系: 集団回収量を含む

リサイクル率: (総資源化量+集団回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

最終処分率: 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

愛媛県及び全国平均の値は、「平成 30（2018）年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」より

5. ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に関する課題

ごみの排出抑制を進めていくためには、排出者個々の意識が変わっていくことが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めることは、排出者の意識改革を図る上で有効な方策です。現在、本町では一部のごみに対して指定袋制やシール制を導入していることから、今後の排出量の推移を見守りながら、必要に応じ対象品目の拡大や料金改定を検討します。

(2) 分別収集に関する課題

本町では、燃やせるごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの4種分別を行っており、資源ごみについては品目別に再分類し収集を行っています。ただし、容器包装リサイクル法の対象となる「ビン類」「ペットボトル」及び、「その他プラスチック製容器包装」（発泡スチロール製品を除く）は分別していません。

本町は離島という特殊性から、本土と比較して低コストかつ効率的なリサイクルルートの確保が難しい状況です。従って、これらの資源化可能物の分別収集や資源化の取り組みについてはリサイクルルートの確保や整備について、中・長期的な課題として調査研究を続けていく必要があります。

なお、再資源化可能物の再資源化を具体化する際には、町民の分別に係る負担低減策や、効率的な収集運搬体制の導入について併行して検討を進める必要があります。

(3) 再資源化に関する課題

令和元（2019）年度までは、焼却残渣について再資源化量として計上されています。しかしながら、令和3（2021）年度以降は「上島町佐島一般廃棄物最終処分場」へ埋立処分することから、再資源化量が減少することが見込まれます。

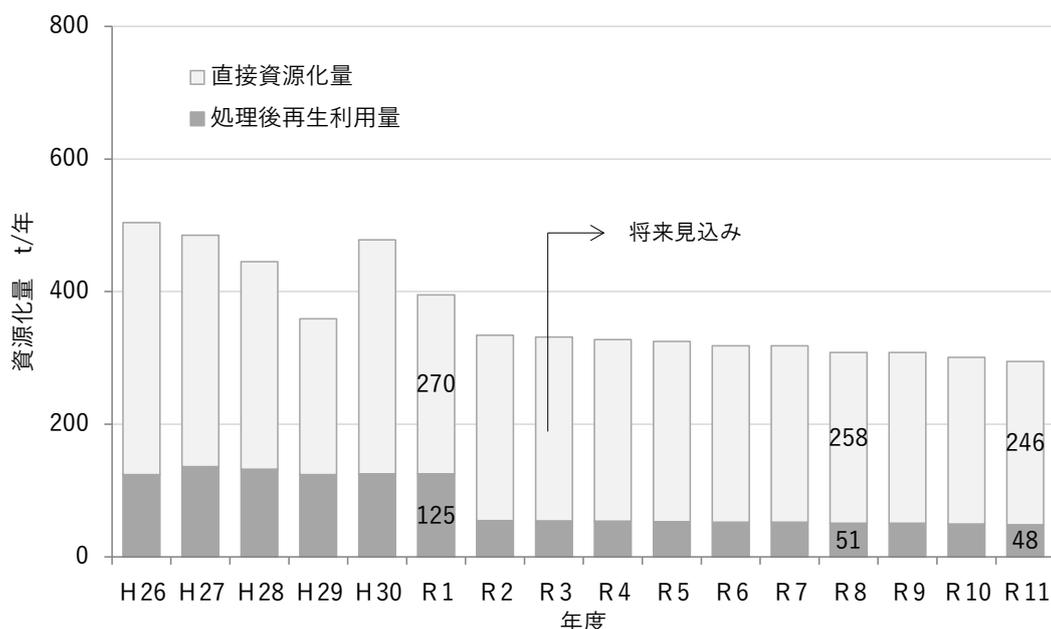


図 3-13 再資源化量の推移

また、現在分別されていない「ビン類」「ペットボトル」及び、「その他プラスチック製容器包装」（発泡スチロール製品を除く）の再資源化の方策、集団回収制度の導入についても、低コストかつ効率的なリサイクルルートの確保と併せて、中・長期的な課題として調査研究を続けていく必要があります。

(4) 中間処理に関する課題

本町のごみ中間処理施設は、平成 20（2008）年度に「上島クリーンセンター」を整備しており、「岩城クリーンセンター」と役割分担を行いながら、ごみの適正な処理を進めています。

上島クリーンセンターについては、供用開始後 12 年が経過しており、今後の長期的な安定稼働に向けて、大規模な改修・基幹改良が必要な時期を迎えているところであり、施設の基幹的設備を更新する長寿命化が必要となっています。

また、再資源化可能物の再資源化を具体化するには、保管や中間処理を行うための施設整備について併行して検討を進める必要があります。

(5) 最終処分に関する課題

本町には、令和 2（2020）年 3 月まで 2 か所の最終処分場がありましたが、「上島クリーンセンター」より排出される焼却残渣を、これらの最終処分場で処分できませんでした。令和 3（2020）年 4 月より「上島町佐島一般廃棄物最終処分場」が供用開始されることにより、これまで町外へ処理委託していた焼却残渣を、本町内での適正な処分できる体制が整います。

今後も、上島町最終処分場での適正な処理・処分、ならびに当該施設・設備の適切な維持管理に努めていく必要があります。

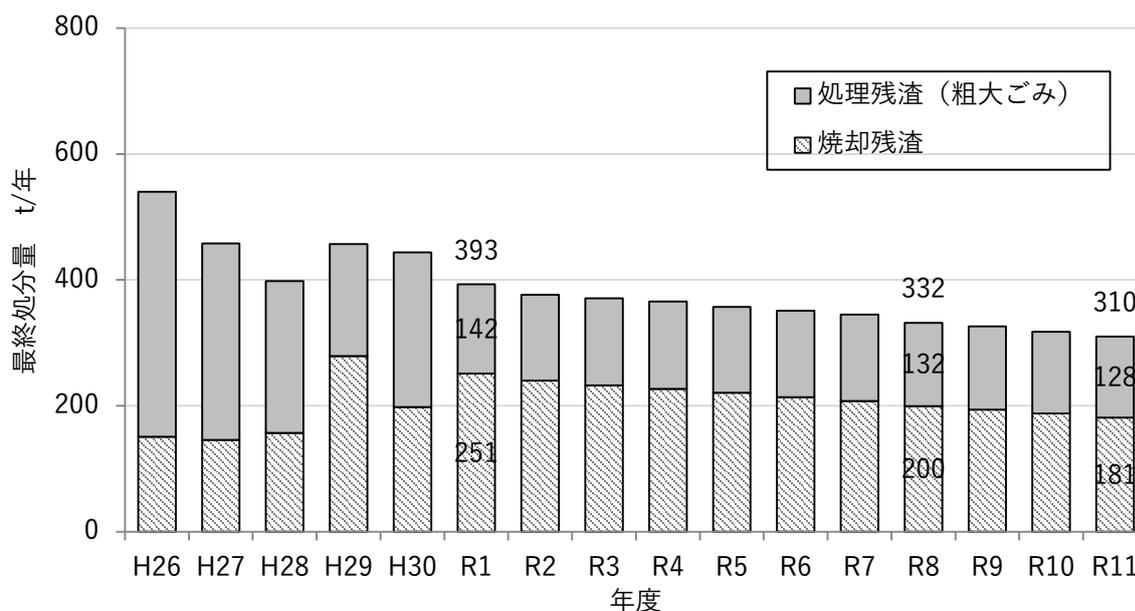


図 3-14 最終処分量の推移

(6) 適正処理困難物の取り扱い

本町においては、適正な処理を行うことが困難な品目（町が収集・処理を行わないごみ）を定めています。しかしながら、排出者側での処理も難しいことから不法投棄等の問題にも関係してくるものです。

これらの廃棄物については、専門業者や販売店に引き取って貰うことや、中古品としてリユースすることについて、継続的に広報・啓発活動を続ける必要があります。

第3節 ごみ処理の目標

1. 基本理念

わが国では、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や町民のライフスタイルを見直し、資源を効率的に利用してごみの排出抑制に努め、排出されたごみは可能な限り資源化を図り、どうしても利用できないごみは適正に処理・処分を行うことで、「持続的に環境への負荷を低減する循環型社会」の構築が求められています。

循環型社会を実現するためには、廃棄物になるものは受け取らない(Refuse:リフューズ)、廃棄物の発生を抑制する(Reduce:リデュース)、廃棄物を再使用する(Reuse:リユース)、廃棄物を再生利用する(Recycle:リサイクル)というサイクルを中心とし、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処理・処分することが必要です。

本計画においては、循環型社会の構築に向けて町民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとし、次のとおり基本理念を掲げることとします。

基本理念

環境にやさしい資源循環型社会の構築

2. 基本方針

ごみ処理の現状及び課題、並びに基本理念を踏まえ、今後の本町におけるごみ処理を進めるための基本方針は以下のとおりです。

(1) 環境保全対策の推進

- ◆地球環境への負荷低減を目的としたライフスタイルの実現
- ◆個の意識向上を目的とした環境教育の積極的な推進
- ◆問題意識の共有を目的とした積極的な情報公開

(2) 排出抑制・リサイクルの推進

- ◆町民・事業者・行政の一体的な排出抑制対策
- ◆分別区分の見直しによるリサイクル率の向上推進に向けた研究
- ◆4 R運動の推進
 - ・「不要なものは受け取らない(Refuse:リフューズ)」
 - ・「廃棄物の発生を抑制する(Reduce:リデュース)」
 - ・「ものの再使用に努める(Reuse:リユース)」
 - ・「再生利用に努める(Recycle:リサイクル)」

- ◆分別収集に対する一層の啓発

(3) 適正処理の推進

- ◆既存施設の適正な運転・管理についての研究
- ◆上島クリーンセンター基幹改修事業に向けた調査・計画の推進
- ◆ごみ収集の適正化についての研究

3. 目標値の設定及び将来予測

前節の基本理念や基本方針に基づき、本町におけるごみの排出削減目標及びリサイクルの目標を、国や県の目標値も踏まえて以下のとおり設定します。

(1) ごみの排出削減目標

本町のごみ1人1日平均排出量の推移及び将来見込みを、図3-15に示します。ごみ総排出量は減少傾向にありますが、国や県の平均値に比べて多いことから、一層の排出削減を目指します。

排出削減目標の設定に当たっては、国や県の目標（令和2（2020）年度）を見据えながら、本町における実現可能な値として、計画目標年度におけるごみ総排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

※基準年度：令和元（2019）年度

排出削減目標

令和11（2029）年度の1人1日当たりのごみ排出量について、基準年度比で-4%以上の排出削減を目指す。

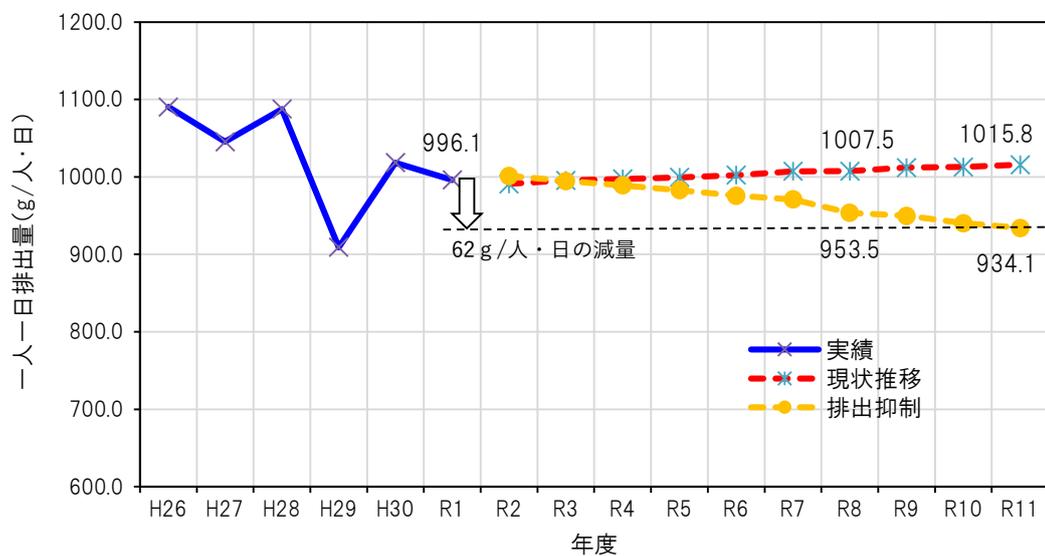


図3-15 ごみ1人1日当たりのごみ排出量の将来見込み（現状推移・排出抑制）

(2) 資源化の目標

本町のリサイクル率の将来見込みを図 3-16 に示します。令和元（2019）年度実績は 15.9%と全国平均値（18.1%）を下回り、愛媛県内市町の平均値（15.6%）と同程度です。

離島という地域特性を考慮すると、早期に新しい資源化システムの構築が困難な状況にあります。資源化されていないごみの資源化に向けての調査研究は、今後も進めていくものとしつつ、資源化の目標設定に当たっては、国や県の目標（令和 2（2020）年度）を目指しつつ、令和元（2019）年度のリサイクル率（15.9%）への回復を目指すよう努めるものとします。

※基準年度：令和元（2019）年度

資源化目標

令和 11（2029）年度で、リサイクル率 15.5%

（現状推移の推計値より+1.2%向上）を目指す。

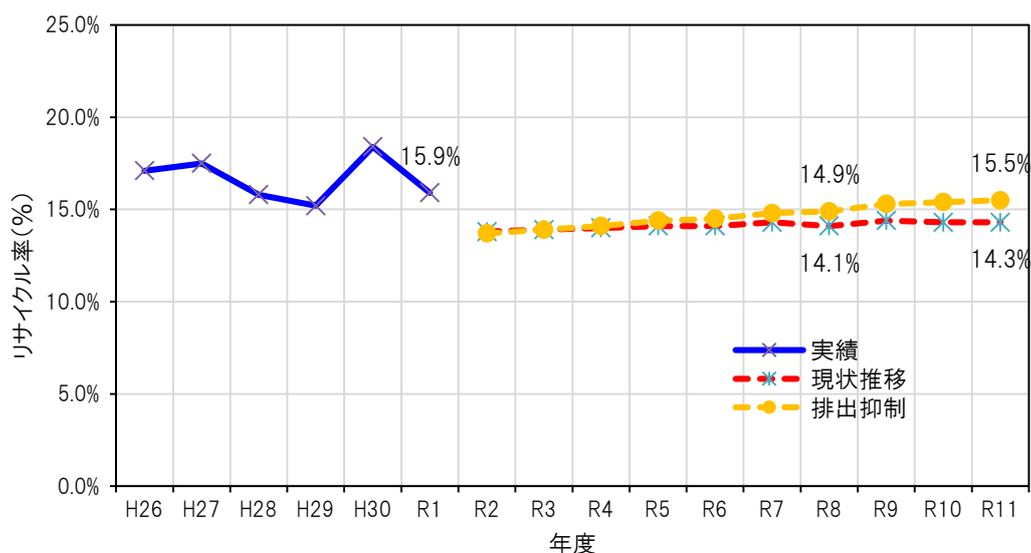


図 3-16 リサイクル率の将来見込み（現状推移・排出抑制）

(3) ごみ総排出量の将来見込み及び排出抑制の目標

現状のまま推移した場合、ならびに下記に示す排出抑制策を講じた場合での、ごみ総排出量の予測結果を、以下の図3-17に示します。

更なる排出抑制を行うものとして、以下の目標を設定します。

※基準年度：令和元（2019）年度

排出抑制目標

- ◆家庭系ごみ： 現状推移の予測値に対し令和11（2029）年度で
-8%減量を目指す。
- ◆事業系ごみ： 現状推移の予測値に対し令和11（2029）年度で
-8%減量を目指す。

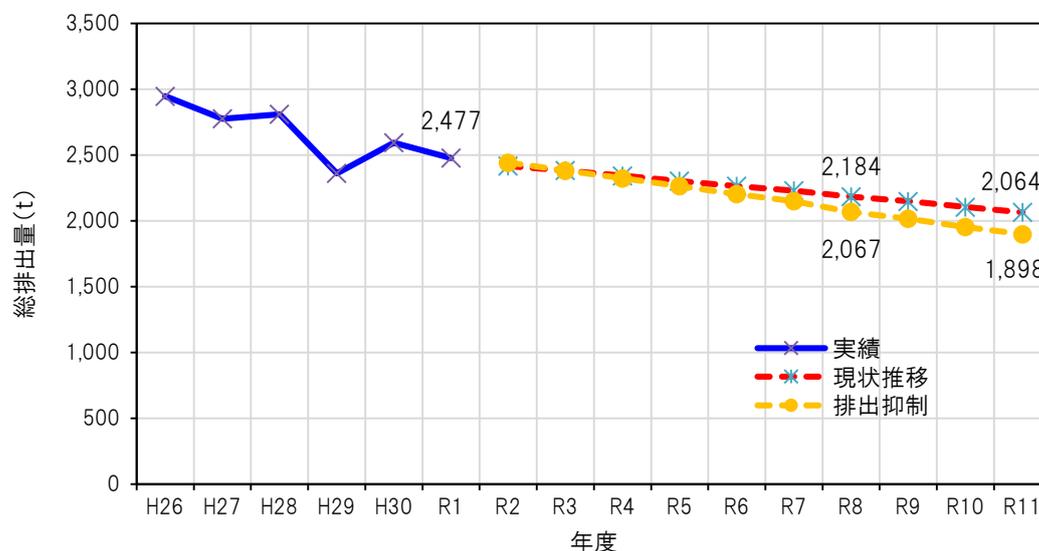


図3-17 ごみの総排出量の見込み（現状推移・排出抑制）

” もったいない ”

可燃ごみのごみ出しまえにひと工夫！

- 食べ残されたり、手付かずのままごみ出しされている食品は5%程度あります。

排出量 18グラム



- ❖ 食事の量を良く考え、作り過ぎないようにしましょう。
- ❖ 作った料理は食べ残さない様にしたり、翌日のお弁当に利用しましょう。

⇒すべての家庭で取り組みましょう。

目標:18グラム削減

- 生ごみは可燃ごみの4~5割を占めています。
- 水分が多いと焼却処理する際のエネルギーが多く必要となります。



排出量 200グラム

※うち70%(140グラム)程度が水分です。

⇒水切りに取り組みましょう。ひと絞りで10%程度の水切り

- ❖ 調理くずは、生ごみ処理機器やコンポストなどを利用して堆肥化し、家庭菜園などに利用しましょう。
- ❖ 生ごみは、三角コーナー等を用い、しっかり水切りを行いましょう。

目標:14グラム削減

- 分別すれば資源化できる新聞等の古紙類が可燃ごみに出されています。

排出量 120グラム

⇒ごみ分別は全町で取り組みましょう。

地域の資源回収に出しましょう。



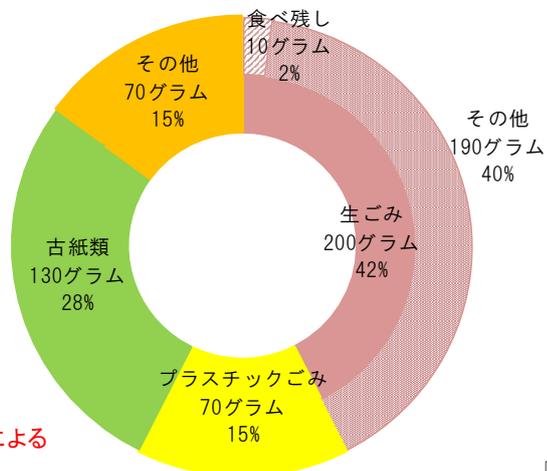
- ❖ 決められた分別に協力しましょう。
- ❖ 分別しないと再資源化できなくなります。

目標:30グラム削減

- ❖ 可燃ごみは、生ごみ、プラスチックごみ、古紙類、その他のものが排出されています。

- ❖ その中には、分別すれば資源化できる古紙類、堆肥化等により削減できる生ごみが多く排出されています。

具体的な割合は、類似自治体による調査結果を参考としています。



第4節 排出抑制・再資源化計画

1. 排出抑制の推進

ごみの排出を抑制し、排出されたごみを可能な限り再使用・再資源化し、環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分することがごみ処理の基本であり、ごみの排出抑制・再資源化が本計画の中で最重点課題と位置づけられます。ごみの排出抑制・再資源化の促進にあたっては、大量生産・大量消費に代表される社会経済システムの見直しのみならず、ライフスタイルの見直しなど再資源化を基本とした環境への負荷の少ないシステムをめざす必要があります。

そのためには、行政、町民及び事業者それぞれの役割分担を明確にし、三者が一体となつてごみの発生を抑制していかなければなりません。従つて、次のように各主体が適切に役割分担を果たしながら、効果的な施策の推進に努めます。

(1) 行政の役割（排出抑制策）

本町では、ごみの排出抑制を促進するため、町民、事業者及び行政の責任と役割分担を明確にし、以下の施策を講じます。

① 教育、啓発活動の充実

町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう町民団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努めます。また、ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において副読本を用いた教育やごみ処理施設の見学などの教育啓発活動に積極的に取り組みます。

② ごみ減量化のための支援策

本町では、過去に実施していた生ごみ対策としてのコンポスト容器の購入に対する助成制度がありましたが、これまでの効果を検証しながら助成制度のあり方について検討を行います。また、現在は実施されていない町民団体が行う資源ごみの集団回収活動に対するリサイクルルートの調査・研究や助成制度等の設立に向けた研究を行うなど、新しい支援策についても引き続き検討を進めます。

③ 事業系ごみの排出抑制指導

事業系一般ごみを排出する事業所等に対して、古紙類の分別や生ごみの堆肥化等による排出抑制対策を講じるよう指導するとともに、多量排出事業者については減量化計画の策定を指導していくものとします。

④ ごみ減量化・リサイクルに対する協力の要請

小売店頭に対し、環境にやさしい商品の販売や、ごみの減量化・リサイクル活動に積極的及び自主的に取り組むことについて、以下に示すような協力を要請します。

- 買い物袋（マイバック）持参運動を推進し、レジ袋の削減に努める。
- 環境にやさしい商品を販売すると共に、消費者がこれらの商品を購入しやすいように工夫する。
- 包装紙、袋等の簡素化など簡易包装を実践する。
- 空き缶、空きびん、牛乳パック、食品トレイ等の容器を店頭回収する。
- トレイ等使い捨て製品の使用削減（ばら売りの実施）に努める。
- 再利用可能な容器を使用する商品の販売に積極的に取り組む。
- 広告、チラシ、事務用品等の使用抑制や再生紙の使用に積極的に取り組む。
- 生ごみ処理機を導入して、店舗から出る生ごみの独自処理に取り組む。
- その他、小売店独自の創意工夫によるごみ減量化とリサイクル活動に取り組む。

⑤ 各種イベントの開催

フリーマーケットやリサイクルフェアなど各種イベントを開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の高揚を図ります。

⑥ 公共施設、公共事業における再生品の使用促進等

事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努めます。

⑦ 減量化体制の整備

町民や事業者の代表にて構成する組織による活動を推進することにより、ごみの減量化、資源化の促進の具体的方策について検討するとともに、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するための町民団体活動を支援します。

(3) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみの排出抑制を行うものとします。

① ごみ排出事業者における排出抑制

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、ごみ減量化計画を作成し、実行していく。また、事業者及び従業員のごみ減量化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 食品リサイクル法に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。

② 製造事業者における排出抑制

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。

- ③ 流通業者・販売業者における排出抑制
- 過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
 - 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
 - 家電製品等については、極力引き取るよう努める。
 - 消費者による買い物袋持参運動等に積極的に協力する。
 - 消費者へ再生品の利用を促進していく。
- ④ その他
- 本町が実施するごみ減量施策に協力し、事業系ごみの減量化を推進する。
 - 事業者同士の情報交換や調査研究を進めます。

2. 再生利用の推進

(1) 資源ごみの再資源化促進

本町では現在、資源ごみとして缶類（スチール缶・アルミ缶）、小物金属類、古紙類、その他紙製容器包装の分別収集を行っています。今後は、上記以外の再資源化可能物の分別及び再資源化について、引き続き調査研究を進めます。

表 3-18 資源ごみの分別収集計画

| 区分 | | 資源化計画 | 将来 |
|-----|-----------|------------------------|------|
| 金属類 | 缶類 | 分別収集後に岩城クリーンセンターで選別・圧縮 | 現行通り |
| | 小物金属類 | | |
| 紙類 | 古紙類 | 分別収集後に業者引き渡し | 現行通り |
| | その他紙製容器包装 | | |

(2) 中間処理での再資源化

燃やせるごみは、現状どおり焼却処理を行うため資源回収はありません。不燃性粗大ごみについては、最終処分の前処理として破碎選別処理を行い、金属類の回収を行うことについての調査研究を進めます。

なお、将来的には現在資源化されていないごみ（再資源化可能物）の分別及び再資源化処理を行う場合について、引き続き調査研究を進めます。

(3) 再資源化の量

再資源化量の将来見込みについて、以下の図3-18に示します。令和2(2020)年度より処理後再生利用量が下がるのは、処理委託先の変更(令和2(2020)年度)及び上島町佐島一般廃棄物最終処分場の竣工に伴い、焼却残渣の町内処分が開始(令和3(2021)年度以降)され、再資源化量が減少するためです。

リサイクル率は、令和2(2020)年度の13.7%に対して令和8(2026)年度には14.9%、令和11(2029)年度には15.5%への向上を目指すものとします。

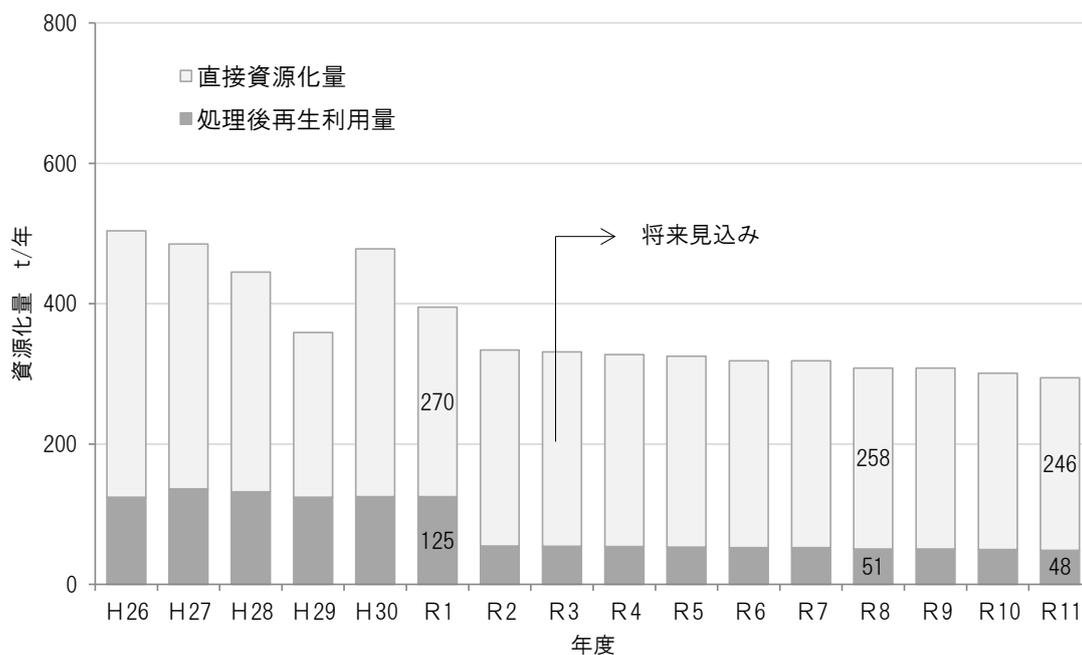


図3-18 再資源化量の将来見込み

第5節 ごみ処理計画（適正処理の推進）

1. 処理主体

本町から排出されるごみについて、主体別、排出から処理・処分に至る工程ごとの処理主体は、表3-19のとおりとします。

表3-19 処理方法と処理主体

| 区分 | 排出 | 収集運搬 | 中間処理・最終処分 |
|-------|-----|---------------------|-----------|
| 家庭系ごみ | 町民 | 上島町（委託） 町民（直接搬入） | 上島町 |
| 事業系ごみ | 事業者 | 事業者（直接搬入） | 上島町 |

2. 収集運搬計画

ごみの収集運搬は、家庭から排出されるごみについて本町（委託を含む）が、事業所から排出されるごみについては事業者が行うものとします。

（1）計画収集区域

家庭から排出されるごみは、本町全域を収集対象区域とします。

（2）分別収集区分

計画目標年度における分別収集区分を、表3-20に示します。

表3-20 計画目標年度における分別収集区分

| 分別区分 | 内容例 | 備考 | |
|------------------------|--|----------------------------------|------------|
| 燃やせるごみ | 台所ごみ、衣類、プラスチック類、食用油、皮製品、庭木等の剪定柄、発泡スチロール、木くず、ダンボール、その他 | | |
| 不燃ごみ （ビン類・ガラス類・陶器類） | 飲料類、食品類、化粧品類の空き瓶、せともの、茶碗、花瓶、割れたビン、板ガラス、ガラス食器、鏡、電球、蛍光管等 | | |
| 資源ごみ | 缶類 | ジュース缶、ビール缶、スプレー缶、菓子缶、調味料缶等 | 素材別に排出側で分別 |
| | 小物金属類 | 鍋、やかん、包丁、金ざる、ハサミ、釘、針金、一斗缶、栓抜き等 | |
| | 有害ごみ | 乾電池、ライター、温度計、水銀体温計、カッターの刃、カミソリ、針 | |
| | 古紙類 | 新聞紙、ダンボール類、雑誌類、広告類、空き箱、厚紙 | |
| 粗大ごみ | 可燃系粗大ごみ（タンス、木製家具、フトン等） 不燃系粗大ごみ（電化製品、自転車、ガスコンロ等） | | |
| 家電リサイクル対象製品 | 冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコン、洗濯機 | 業務用を除く | |
| 町で収集・処理できないもの | 産業廃棄物（建築廃材等）、漁網、農業用廃ビニール、バイク、農薬、劇毒物、消火器、ガスボンベ、バッテリー、ピアノ、タイヤ、廃油（ガソリン・灯油等）、FRP製品、船外機、パソコン、その他危険物 | | |

(3) 収集運搬量の方法

収集運搬の方法は、表 3-21 に示すとおりです。必要に応じ、収集回数等の見直しを行います。

表 3-21 収集・運搬の方法

| 分別区分 | | 排出形態 | | 収集回数 | 収集方法 | |
|------|--------|----------|-------------|----------|----------------|----|
| 家庭系 | 燃やせるごみ | ごみステーション | 指定袋シール | 2回/週 | 委託 | |
| | 不燃ごみ | | 一斗缶、バケツ等 | 1回/月 | 委託 | |
| | 資源ごみ | | 缶類 小物金属類 | 一斗缶、バケツ等 | 2回/月 1回/2か月 | 委託 |
| | | | 有害ごみ | 透明袋 | 1回/2か月 | 委託 |
| | | | 紙類 | ヒモで十字結束 | 1回/月 | 委託 |
| | 粗大ごみ | | ごみシール | 1回/2か月 | 委託 | |
| 事業系 | 可燃ごみ | - | - | - | 直接搬入 | |
| | 資源ごみ | - | - | - | 直接搬入 | |

(4) 収集運搬量の将来見込み

収集運搬量の将来見込みを、図 3-19 に示します。将来の収集運搬量は、ごみ発生排出削減を進め、計画目標年度（令和 11（2029）年度）で合計 1,910 トンを見込みます。

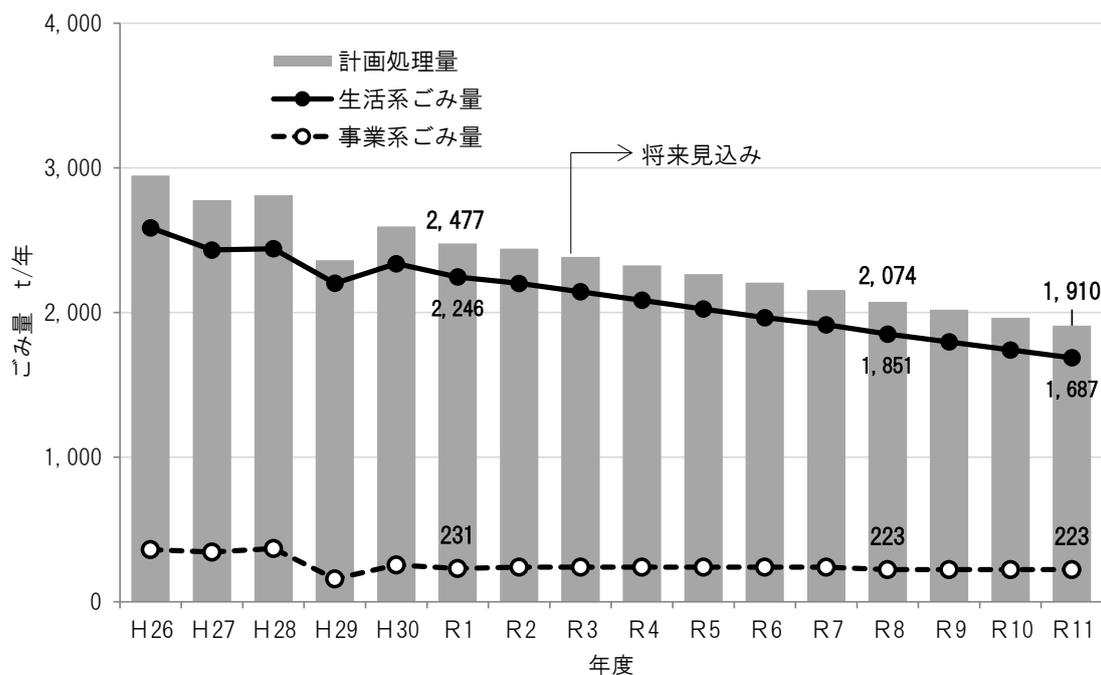


図 3-19 収集運搬量の将来見込み

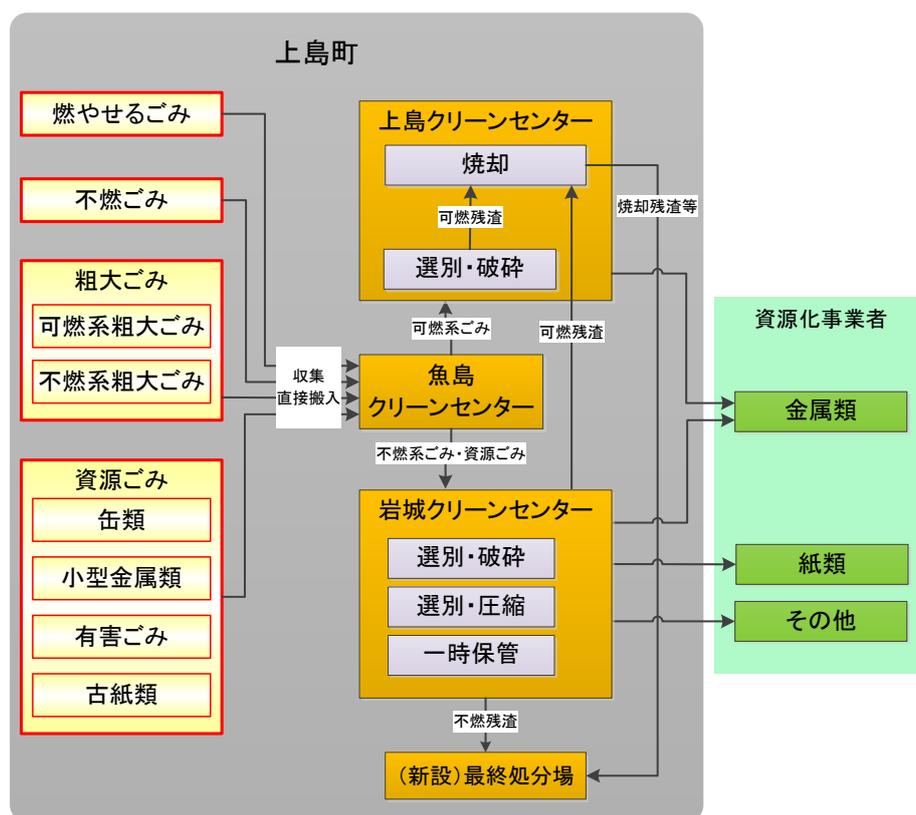


図 3-21 中間処理フロー（魚島地区、令和 11（2029）年度）

（2）中間処理の量

計画目標年度（令和 11（2029）年度）における中間処理の量を表 3-23 に示します。

表 3-23 中間処理の方法

| 区分／年度 | 単位 | 実績 | 将来見込み | |
|-----------|-----|-------|---------|----------|
| | | 令和元年度 | 令和 8 年度 | 令和 11 年度 |
| 焼却処理 | t／年 | 2,173 | 1,734 | 1,579 |
| 可燃性粗大ごみ処理 | t／年 | 61 | 26 | 25 |
| その他資源化处理 | t／年 | 358 | 351 | 336 |

（3）施設整備計画

本町で管理する上島クリーンセンターは、これまで計画的な補修・整備を実施してきているが、状況供用開始より 12 年が経過し、設備の経年的劣化が進んでいる状況です。本施設の機能維持及び適正処理の安定的な継続のためには、本施設の延命化および CO₂削減などを考慮した基幹的設備改良が必要です。従って、基幹的設備改良の竣工を令和 6 年度目標として、上島クリーンセンターの長寿命化総合計画策定に着手します。

4. 最終処分計画

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法は、現行の処分方法を継続させるものとし、埋立量の減量化に努めるとともに、埋立物の町内処分を推し進め、公害防止対策を図っていきます。

なお、埋立対象物は、焼却残渣、不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理残渣とします。

(2) 最終処分量

最終処分量の将来見込みを、図 3-22 に示します。令和 3（2021）年度より、上島町佐島一般廃棄物最終処分場で焼却残渣等の埋立処分を開始します。本計画では、計画目標年度（令和 11（2029）年）での、最終処分量を令和元（2019）年度の排出実績量の 8 割以下を目指す計画とします。

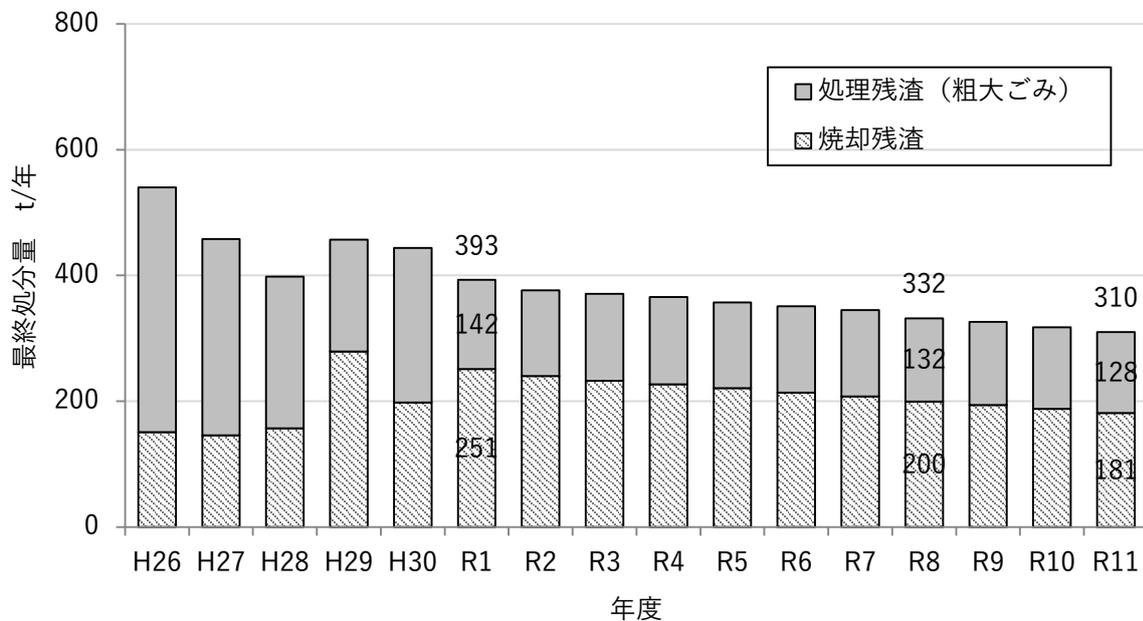


図 3-22 最終処分量の将来見込み

5. 災害廃棄物処理計画

本町では、令和 2 年度に「災害廃棄物処理計画」を策定する予定としており、その計画に従って処理等を行っていくものとします。必要に応じて、愛媛県、(社)全国都市清掃会議及び関係業界団体を通じて近隣市町、関係業者へも応援を依頼するなど、関係機関との連携を図っていくものとします。

6. その他の計画

(1) 適正処理困難物等の対処方針

① 適正処理困難物

旧厚生省が昭和 63 年に発表した「事業者による製品物の廃棄物処理困難性自己評価に関する技術マニュアル・解説」では、適正処理が困難な廃棄物という概念を以下のとおり整理しています。

- 除去、無害化の困難な有害物質、環境汚染物質またはその原因物質を含有しているなどの主として化学的、生物学的な性状。
- 総重量が極めて重い、容積、体積が極めて大きい、圧縮、破碎が極めて困難であることなどの主として物理的な性状。
- 爆発性を有する等の処理施設を損傷する、または作業従事者の安全衛生をそこなうおそれを有するもの。

また、廃棄物処理法第 6 条の 3 では、適正処理困難物について、「厚生大臣は、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、市町村長は事業者に対して、「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる」としており、厚生省告示第 51 号（平成 6 年 3 月 14 日）により、適正処理困難物として以下の 4 品目が指定されています。

- 廃ゴムタイヤ（自動車用）
- 廃テレビ（25 型以上）
- 廃電気冷蔵庫（250ℓ 以上）
- 廃スプリングマット

このうち、テレビと冷蔵庫については、家電リサイクル法の施行に伴い、平成 13 年度からは洗濯機やエアコンとともに業者回収が義務づけられることとなっています。

② 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分し、以下のものが指定されており、処分方法についても厚生省告示第 194 号（平成 4 年 7 月 3 日）で定められています。

- PCB 使用部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品）
- ごみ処理施設において生じるばいじん（集じん施設によってあつめられたもの）
- 感染性一般廃棄物

本町では、上記特別管理一般廃棄物については、専門の業者による処理を指導しており、今後もその保管、運搬、処分等については適正な指導を行っていくものとする。

(2) 不適正排出、不法投棄対策

ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討します。

① 不適正排出対策

指定ごみ袋以外での排出、分別されていないごみへの混入等による不適正排出を防止するためには、以下に示すような対策の導入に関する検討を行います。また、野焼き等の不適正処理に対しては、徹底した指導及び監視を行います。

1) 指定ごみ袋への対策

- ◇ ごみ袋の中身が見えるようにすることで、他区分のごみの混入の確認できるものを検討する。
- ◇ ごみ袋を記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。

2) 収集方法に関する対策

- ◇ ごみの収集場所に指導員を配置し、ごみの排出に関する指導を行う。

3) 広報

- ◇ C A T Vや広報等を活用して、ごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。

<周知を行う内容の例>

ごみの排出方法

ごみの種類別の分別区分

ごみの収集を行う日を示したカレンダー

② 不法投棄対策

不法投棄に対しては、以下に示すような対策の導入を検討していくものとします。

1) 不法投棄が頻発する場所の管理

不法投棄されやすい場所を適切に管理するとともに、看板や人感ライト・スピーカー（人間の体温を感知した場合に照明が点灯するとともに、スピーカーからメッセージが流れるもの）の設置、車両侵入防止柵の設置、プランターや花壇の設置等を検討します。

2) 地域活動

不法投棄対策への地域の町民参加を促し、不法投棄への関心を高めることで不法投棄をしにくく、またされにくくするしくみづくりを検討します。一例として、町民参加型の不法投棄されたごみの撤去イベントや、町民と警察のコミュニケーションを促し、情報提供等で町民が協力して犯罪を抑止する取り組みなどがあります。

3) 投棄者への指導等

不法投棄者の特定又は推定を重点的に行い、投棄者に対する指導や投棄者の廃棄物処理法に基づく告発を強化して行います。

なお、廃棄物処理法では廃棄物を捨てた者（いわゆる不法投棄をした者）は 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると規定されています。（法人の場合は最高で 1 億円の罰金）

4) 監視

不法投棄が頻発する場所での張り込みや監視カメラの設置、パトロール、町民からの不法投棄に関する情報提供の依頼等により監視を行う。

第4章 計画の進行管理

第1節 計画進行管理

ック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていく必要があります。

そのため、Plan（計画）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・処置）のPDCAサイクルより、継続的に管理していくものとします。

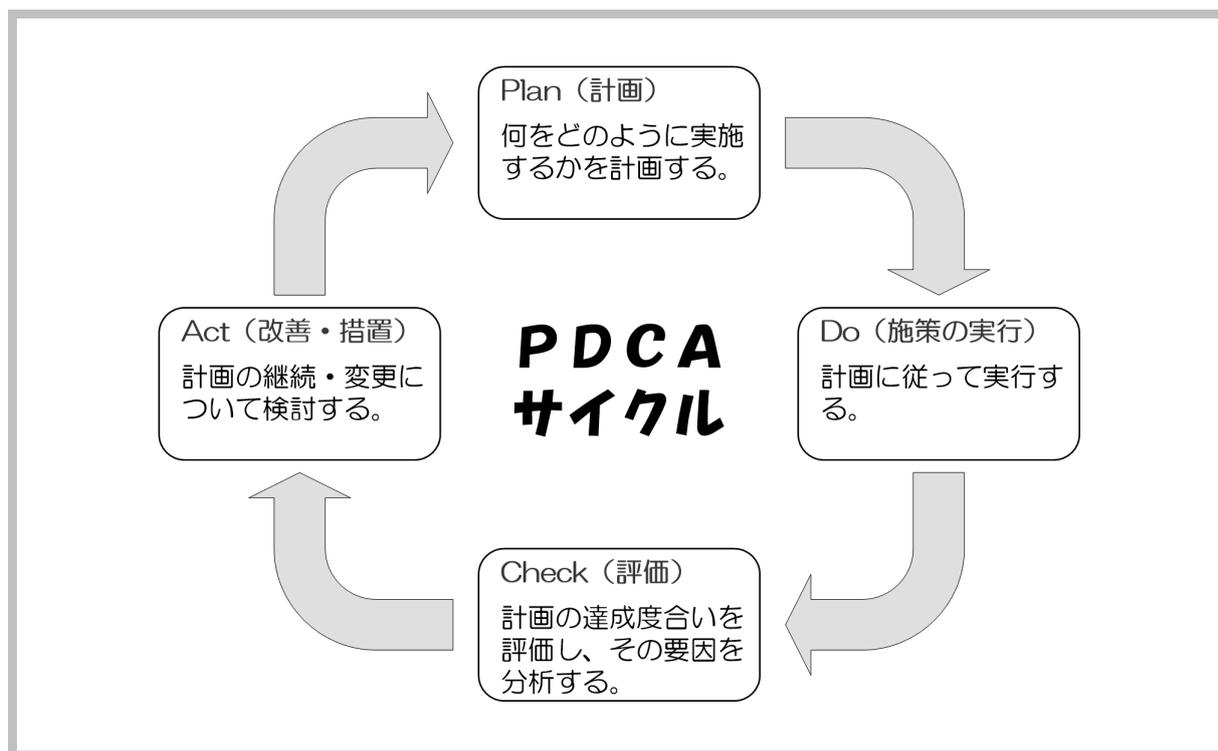


図4-1 計画の進行管理手法